

石巻市地域福祉計画（第4期） （案）

宮城県 石巻市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付けと計画期間.....	2
1 計画の位置付け.....	2
2 分野別計画等との関係.....	2
3 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革.....	6
4 各行政計画の計画期間.....	7
5 本計画とSDGsとの関係.....	8
第3節 計画の策定体制.....	9
第4節 計画の進行管理.....	11
1 計画の推進体制.....	11
2 計画の進捗管理.....	12
3 計画の普及・啓発.....	12
第2章 現状と課題.....	13
第1節 本市の現状.....	13
1 現状.....	13
2 相談の状況.....	24
3 支え合いの支援体制.....	28
第2節 第3期計画の評価と課題.....	31
1 第3期計画の評価.....	31
2 課題.....	32
3 課題のまとめ.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念（目指す地域福祉の姿）.....	39
2 地域での支え合いの考え方.....	40
3 圏域のとらえ方.....	41
4 基本目標.....	42
5 計画の体系.....	43

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

東日本大震災から10年が経ち、この間、市民は地域の中で一丸となり復興へ向かって邁進し、新たな地域での定住とともにコミュニティの形成に努めてきました。その一方で、地域とのつながりを持つことが困難である市民が増え、地域の結びつきの希薄化が進行するなどの社会変化が現れています。

また、人口減少・少子高齢化や単身世帯の増加、地域の担い手不足による生活基盤の弱まり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による地域活動の制限、多発する自然災害等地域には様々な課題があるほか、複数の生活課題を抱える市民もおり、個人だけでは解決できない課題が多く、一人ひとりのつながりや支え合いが今後ますます必要となります。

このような状況が全国に共通して見られることから、平成29年及び令和2年の2度、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）が改正され、市町村は地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制を整備するよう努めることとなりました。本市においても現在行っている各種相談支援体制を活かしながら、各分野が連携、一体となり重層的な支援体制を整備することを見据え、庁内及び関係団体と横断的な連携を図ることとしています。

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活するためには、地域住民一人ひとりがつながりと絆を強め、各自が、地域で抱える課題を『我が事』として受け止める意識を醸成し、地域住民等が『丸ごと』つながり、支え合うことのできる社会の実現が必要です。

本市がこれまで推進してきた『次世代型地域包括ケアシステム^{※1}』は、高齢者に加え、子どもや障害者、生活困窮者等すべての市民を対象としており、国が示す『地域共生社会^{※2}』と目指す方向性は同一です。

本市では、引き続き『次世代型地域包括ケアシステム』を推進するとともに、行政はもとより社会福祉協議会を始めとする地域福祉に関する支援団体、地域、そして市民一人ひとりがそれぞれ主体的な行動をとり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて協働し、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指すため、石巻市地域福祉計画（第4期）を策定します。

^{※1} 高齢者を対象に、誰もが住み慣れた地域で、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」などのサービスが包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを、子どもや障害者、生活困窮者等すべての市民に拡大した仕組みのこと。

^{※2} 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、人と人のつながりを意識して、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる地域づくり」を目指し、「地域住民の支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、社会福祉法第107条に基づき策定するものです。

2 分野別計画等との関係

本計画では、本市の最上位計画である「石巻市総合計画」に基づき、市が取り組むべき共通の理念や方向性を明確にします。

また、平成29年6月に改正された社会福祉法（平成30年4月施行）では、地域福祉計画が各福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、関連する個別計画と連携及び整合性を図りながら、地域が抱える課題に取り組み、「みんなが共に支え合う地域共生社会の実現」を目指します。

石巻市社会福祉協議会が策定する「石巻市地域福祉活動計画」についても地域福祉の推進を目的としており、同計画とも整合を図りつつ、相互に連携・協力しながら地域福祉を推進していきます。

本計画の枠組みである社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに掲げられている盛り込むべき事項は以下のとおりです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護^{*}の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

^{*}自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護（成年後見制度^{※1}、日常生活自立支援事業^{※2}、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）
- オ 避難行動要支援者^{※3}の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO^{※4}等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

資料：「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日社援発1212第2号厚生労働省子ども家庭局長・社会援護局長及び老健局長連名通知）による

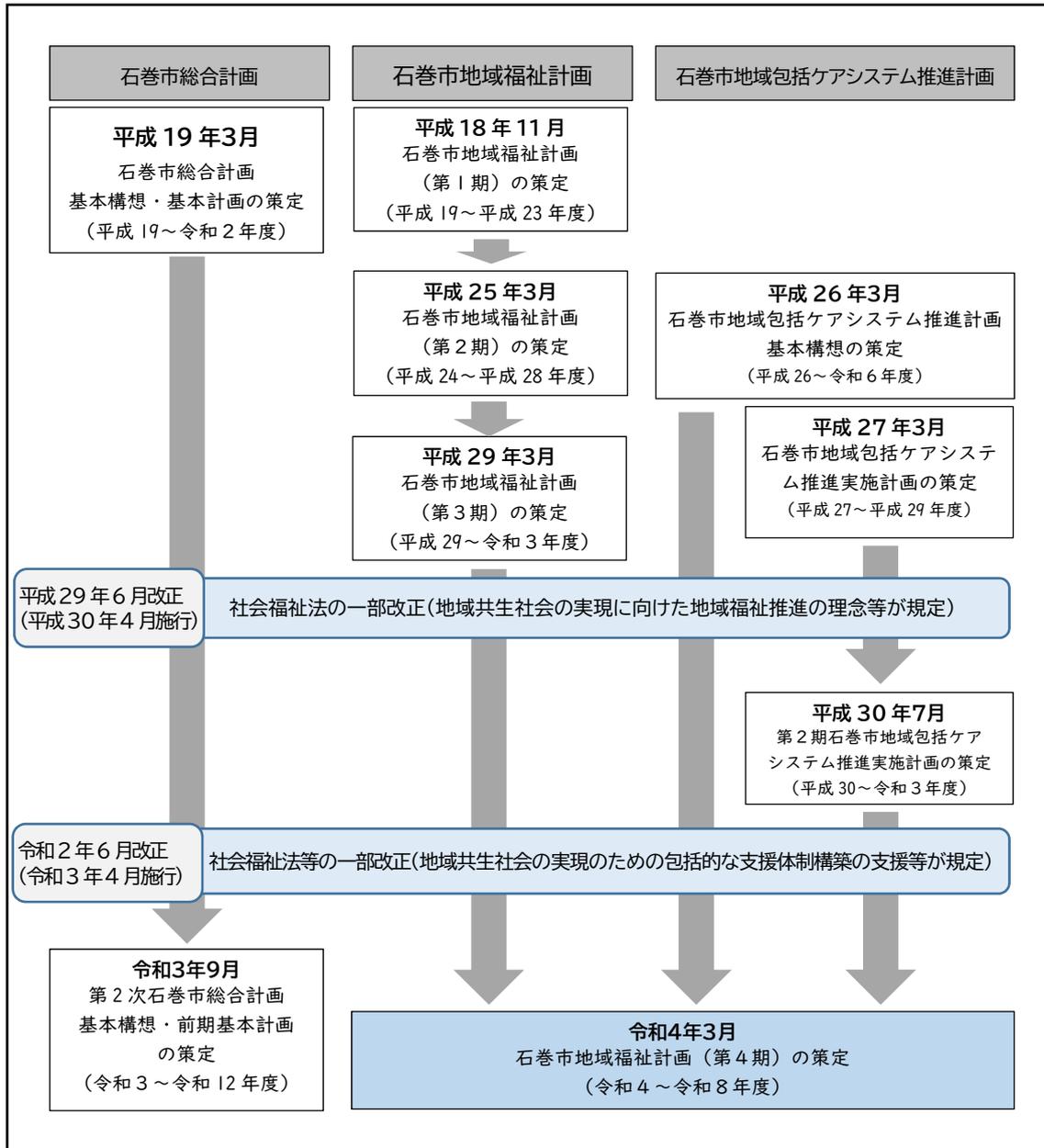
^{※1} 認知症や知的障害等によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組み。家庭裁判所によって選任された後見人等が、財産管理や契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポート等を行う。本人や配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に対し、制度を利用するための申立てを行うことができる。

^{※2} 認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業。愛称は「まもりーぶ」。

^{※3} 災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を指す。

^{※4} Non-Profit Organizationの略であり、「民間非営利組織」と訳され、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称を「NPO法人」という。

【関連計画等の経緯】



〈石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画について〉

石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画は、医療、保健、福祉、介護、生活支援、地域コミュニティなどに関わる関係者によって構成される「石巻市地域包括ケア推進協議会」が策定しましたが、その理念や目指す方向性は、社会福祉法の改正に基づいた地域福祉計画と一致するものであることから、本計画に包含することとします。

本計画では、石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想で掲げた、高齢者以外も含めすべての市民を対象とした次世代型の地域包括ケアシステムの取組を一体的に推進し、地域全体で支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制の整備を目指します。

【石巻市地域福祉計画と他の計画の関連図】



3 社会福祉法以外の福祉関連の制度改革

(1) 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の施行により、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、制度や支援の狭間にあった市民に対する自立を支援する制度が整備されました。生活困窮の背景にはひきこもりなどの社会的な孤立も考えられることから、地域の中でそうしたことに気づき、声をかけ、支援につなげる連携体制の充実など、解決に向けて取り組むことが重要となります。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年 5 月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）の施行により、平成 29 年 3 月、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和に取り組むこと、市町村は国の計画を勘案して、令和 3 年度までに市町村計画を策定するように努めること、市町村による中核機関の設置ができるように努めることなども求められています。成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。

本市では、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に定める成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画の中に位置付け、一体的な計画とし、統一の方針のもと、関係施策と連携して取り組めます。

(3) 再犯防止推進計画

平成 28 年 12 月、再犯防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）の施行により、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが求められました。再犯防止推進計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。

本市では、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める再犯防止推進計画を地域福祉計画の中に位置付け、一体的な計画とし、統一の方針のもと、関係施策と連携して取り組めます。

4 各行政計画の計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【分野別計画と計画期間】

計画名	年度										
	令和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
石巻市総合計画	第2次（令和3～12年度）										
宮城県地域福祉支援計画	第4期（令和3～7年度）					第5期（予定）					
石巻市地域福祉計画	第3期	本計画（第4期：5年間）					第5期（予定）				
石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画	第3次（平成30～令和4年度）		第4次（予定）					第5次（予定）			
石巻市健康増進計画	第2次（平成29～令和8年度）						第3次（予定）				
石巻市自死対策推進計画	第1次（平成31～令和5年度）			第2次（予定）					第3次（予定）		
石巻市障害者計画	第4次（令和3～8年度）						第5次（予定）				
石巻市障害福祉計画	第6期（令和3～5年度）			第7期（予定）		第8期（予定）			第9期（予定）		
石巻市障害児福祉計画	第2期（令和3～5年度）			第3期（予定）		第4期（予定）			第5期（予定）		
石巻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期（令和3～5年度）			第9期（予定）		第10期（予定）			第11期（予定）		
石巻市子ども未来プラン	第2期（令和2～6年度）					第3期（予定）					

5 本計画とSDGs※との関係

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、国際目標SDGs(持続可能な開発目標)は、グローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには国・県・市町村レベルでの取組が必要です。

令和2年7月、本市は「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、各種取組を展開しており、本計画を推進することにより、SDGsが定める17の目標のうち次の目標達成に貢献することになります。

SDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という理念と地域共生社会の実現は趣旨を共有しています。

本計画においても、地域福祉の推進にかかる現状の課題を把握し、継続する取組と新たに取り組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、市民が互いに支え合い、地域をともに創っていく社会の実現を目指すものとします。

【本計画が目指すSDGsのゴール】



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※Sustainable Development Goalsの略で日本語訳は「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで193カ国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されている。「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下の体制を構築するとともに市民等へのアンケート調査を実施し、広く市民の意見を聴取することに努めました。

(1) 地域福祉委員会

本市の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成し、地域福祉計画の策定・推進を担う「石巻市地域福祉委員会（以下「地域福祉委員会」という。）」を開催し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

(2) 地域福祉計画庁内検討部会

地域福祉委員会における円滑な協議を行うため、庁内関係部署で構成する「石巻市地域福祉計画庁内検討部会（以下「検討部会」という。）」を開催し、多岐にわたる関連事業の調整を行いました。

(3) 地域福祉に関するアンケート調査

①一般市民調査

地域の福祉環境や福祉活動に関する市民の意見・意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この調査結果から得られた市民の意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

②民生委員・児童委員^{*}調査

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の意見、意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この調査結果から得られた意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

③団体調査

地域福祉の重要な担い手であるボランティア団体、NPO法人等の意見、意向を把握するためのアンケート調査と、一部団体に対してはヒアリング調査も実施しました。この調査結果から得られた意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

^{*}担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っている。

【アンケート調査概要】

一般市民調査	調査対象	市内に在住の18歳以上の方2,000人を無作為抽出
	主な調査内容	1. ご本人について 2. 地域との関わりについて 3. 地域活動、ボランティア活動について 4. 地域福祉の在り方について
	調査期間	令和2年10月14日～10月31日
	調査方法	郵送配付・回収
	有効回答数	987票（有効回答率49.4%）
民生委員・児童委員調査	調査対象	市内で活動する民生委員・児童委員(330人)
	主な調査内容	1. ご本人について 2. 民生委員・児童委員としての活動について 3. 担当地区での活動状況・課題について 4. 福祉制度の変化への対応について
	調査期間	令和2年10月～11月
	調査方法	各地区民生委員児童委員協議会定例会で配付・回収
	有効回答数	308票（有効回答率93.3%）
団体調査	調査対象	市内で活動するボランティア団体、NPO法人等のうち35団体 (回答を得られた中から6団体にヒアリング調査を実施)
	主な調査内容	1. 団体の属性 2. 団体の活動について 3. 団体の現状について 4. 福祉制度の変化への対応について
	調査期間	【郵送調査】令和2年11月20日～11月30日 【ヒアリング調査】令和3年1月13日～1月14日
	調査方法	郵送配付・回収(一部メールにて配付・回収)
	有効回答数	29票（有効回答率82.9%）

※アンケート調査結果は、P.32からの第2章第2節2課題のまとめに掲載しております。

(4) パブリックコメントの実施

令和3年12月13日～12月28日に本計画の素案を本市のホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を実施し、市民からの幅広い意見の把握に努めました。

第4節 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、市民、地域、社会福祉協議会、関係機関・団体、本市がそれぞれの立場で、地域福祉の推進に向けて共に考え、協働していくための指針となるものです。

それぞれの立場からの気づきを共有し、地域が抱える課題の解決に向けて、あらゆる担い手がそれぞれの役割を果たしながら、共に取り組むことのできる体制を強化します。

(1) 市民参加による計画推進

市民一人ひとりが支援の「受け手」としてだけでなく、自身も地域を担う重要な一員であると気づききっかけづくりを促進し、市民が地域の「支え手」として主体的に活動できる環境づくりを目指します。

(2) 関係機関・団体等との連携強化

本市では、社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携を図りながら、各種の施策を推進してきました。今後も各種の支援やサービスの提供等、それぞれが担う役割を適切に果たしながら、定期的な協議や意見交換を行うなど、本計画の推進に向けて協働し、更なる連携強化を図ります。

(3) 市の全庁的な推進体制の強化

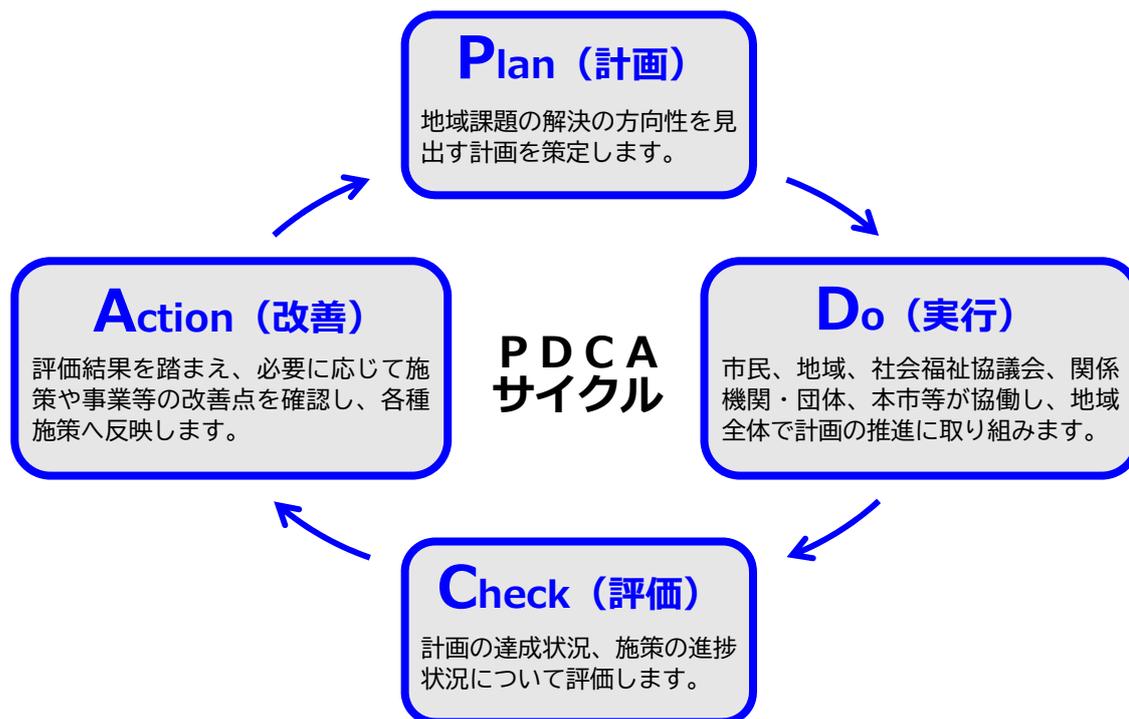
本市には、地域福祉の向上に向けて、各種の福祉施策を総合的に推進していくという重要な役割があります。その役割を果たすためには全庁的な取組が必要であることから、本計画及び関連する個別計画の担当課を中心として、関係部局を横断した連携を図ります。

また、市民や関係機関・団体等のあらゆる主体のニーズの把握と情報共有を行い、それぞれの地域が持つ特性や課題に合わせた施策を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画は、地域福祉の取組の効果的・継続的な推進に向けて、関係部局と連携しながらPDCAの考えに基づき、毎年度、計画の進捗確認と課題把握を行い、評価・検証を実施していきます。

なお、本計画の進捗状況の評価に当たっては、基本目標ごとに数値目標（KGI）と評価指標（KPI）を設定し、進捗状況の管理を行うこととし、その状況については、地域福祉委員会及び検討部会で審議し、施策・事業の見直し、改善を検討していきます。



3 計画の普及・啓発

地域共生社会の実現には、本計画で目指す地域福祉の考え方や取組について、市民、社会福祉協議会や関係機関・団体等、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って地域に参画し、連携・協働していくことが重要です。

そのためには、本計画についての周知・啓発が必要であることから、計画書（概要版含む）に加えて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じた周知を図ります。

また、市民の地域への理解を深め、活動への興味を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員等を通じて、各地域での具体的な取組や活動事例等を紹介していきます。

今後は、アンケート調査による指標及び目標値の達成状況についてホームページ等に掲載することで、計画の進捗状況を周知するとともに、より多くの人々が地域福祉についての理解を深め、考えていただく機会を設け、地域福祉への参加・協力を求めています。

第2章 現状と課題

第1節 本市の現状

1 現状

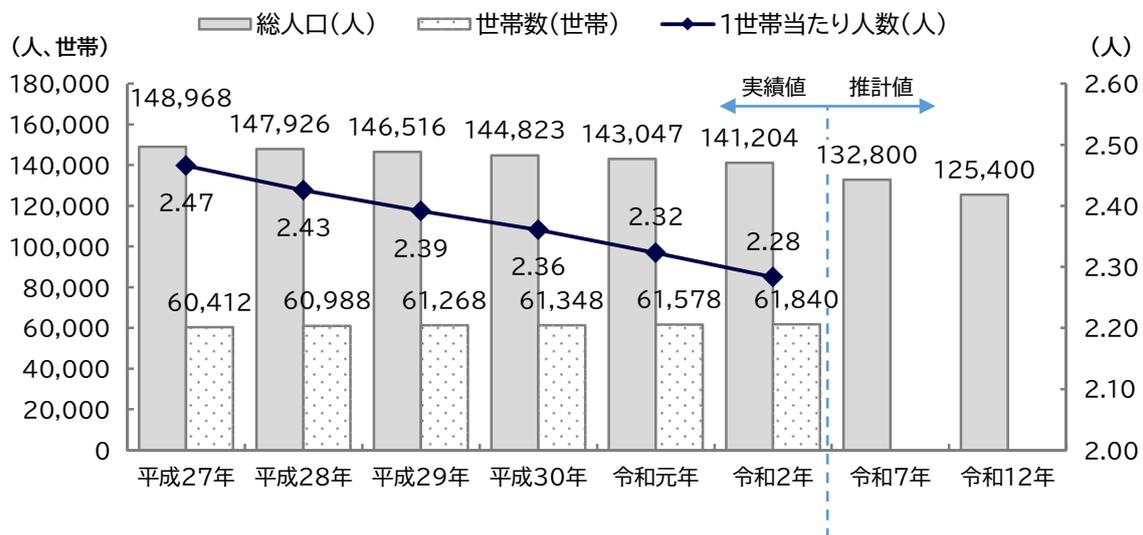
(1) 人口・世帯（総数）

① 総人口・世帯数

総人口をみると、平成27年以降減少しており、令和2年の総人口は、141,204人となっています。令和7年以降も引き続き減少傾向の見込みで、令和7年には132,800人、令和12年には125,400人の見込みとなっています。

世帯数については、1世帯当たりの人数は平成27年以降減少していますが、世帯数は平成27年以降増加し、令和2年は61,840世帯となっています。

【総人口・世帯数の推移】



資料：石巻市 実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

②世帯状況

世帯状況の推移をみると、世帯数は増加傾向が続いています。

特に、65歳以上のひとり暮らし世帯数については、大幅に増加しています。

【世帯状況の推移】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
世帯数(世帯)	60,643	61,006	61,236	61,402	61,625	61,976
65歳以上の高齢者のいる世帯(世帯)	30,097	30,973	31,441	31,534	31,706	31,898
65歳以上の高齢者のみの世帯(世帯)	15,007	16,134	16,841	17,258	17,829	18,453
ひとり暮らし世帯	8,371	8,963	9,462	9,732	10,179	10,622
2人以上の世帯	6,636	7,171	7,379	7,526	7,650	7,831

資料：宮城県高齢者人口調査（各年度3月末現在）

(2) 年齢別人口

総人口については、減少傾向が続いています。0～14歳人口と15～64歳人口は大幅に減少する一方で、65歳以上人口は令和2年までは増加しており、人口の少子化と高齢化が進んでいます。年齢別人口の構成比の推移からも少子化と高齢化の進行が見られ、令和2年の高齢化率（高齢者人口割合）は33.3%となっています。

令和7年以降の推計では0～14歳人口、15～64歳人口に加えて65歳以上人口も減少傾向に転じる見込みとなっていますが、令和7年の高齢化率は34.3%、令和12年は34.4%と微増を続け、少子化と高齢化は少しずつ進行すると見込んでいます。

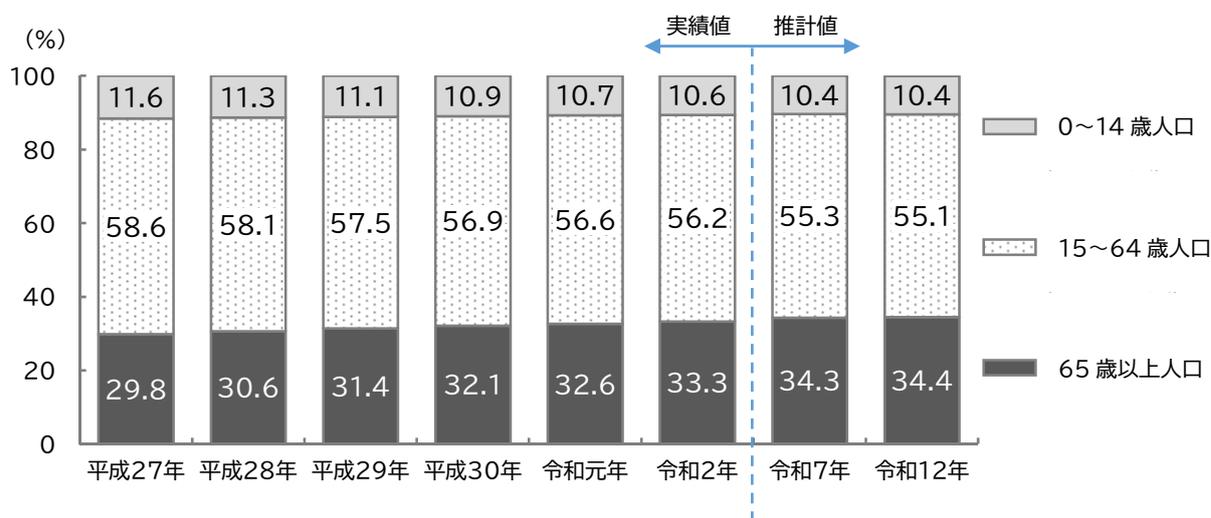
【年齢別人口の推移】

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	148,968	147,926	146,516	144,823	143,047	141,204	132,800	125,400
0～14歳	17,227	16,756	16,284	15,821	15,324	14,929	13,800	13,000
15～64歳	87,298	85,880	84,182	82,449	81,019	79,320	73,400	69,200
65歳以上	44,443	45,290	46,050	46,553	46,704	46,955	45,600	43,200

資料：実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

【年齢別人口の構成比の推移】



資料：実績値（令和2年まで）住民基本台帳（各年9月末現在）、
推計値（令和7年以降）第2次石巻市総合計画

(3) 人口動態（自然動態・社会動態）

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。また、社会動態（転入・転出）についても、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

ただし、転出者については平成30年以降わずかながら減少傾向であることがうかがえます。

【人口動態（自然動態・社会動態）の推移】

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自然動態 (人)	出生者数	1,039	892	875	882	788	743
	死亡者数	1,799	1,828	1,850	1,958	1,967	1,971
	増減	△760	△936	△975	△1,076	△1,179	△1,228
社会動態 (人)	転入者数	4,191	3,987	3,871	3,994	3,659	3,331
	転出者数	4,507	4,222	4,361	4,551	4,371	3,917
	増減	△316	△235	△490	△557	△712	△586
増減		△1,076	△1,171	△1,465	△1,633	△1,891	△1,814

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報（各年12月末現在）、人口動態総覧

(4) 健康

①健康寿命

本市の健康寿命は、男性は宮城県より短く 79.16 歳となっています。一方、女性は宮城県より長く 84.58 歳となっています。

【健康寿命（平成 30 年）】（単位：歳）

	男性	女性
石巻市	79.16	84.58
宮城県	79.85	84.29
全国	72.14	74.79

資料：宮城県「データからみたまやぎの健康-令和2年度版-」

※全国は平成 28 年

②生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）

平成 30 年生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）の中で、三大生活習慣病の悪性新生物^{※1}（がん）、心疾患^{※2}、脳血管疾患^{※3}の死亡率（人口 10 万対）は、すべての疾病で全国、宮城県の死亡率を上回っています。今後、生活習慣病予防の対策は重要となります。

【平成 30 年生活習慣病疾病別死亡率（人口 10 万対）】

	石巻市	宮城県	全国
悪性新生物(がん)	372.4	288.6	300.7
心疾患	253.3	168.4	167.6
脳血管疾患	137.8	105.7	87.1

資料：人口動態統計、宮城県衛生統計年報

※1 「悪性腫瘍」のことで『がん』とも呼ばれます。組織細胞が何らかの原因で変異し増殖を続け、他の組織との境界に侵食しながら体の正常な組織を破壊する。

※2 心臓に何らかの障害が起き、それにより血液の循環不全によって引き起こされる病気であり、心臓病や心筋梗塞などが挙げられます。

※3 脳の血液のトラブルによって、脳細胞が破壊される病気の総称であり、主に「出血性脳血管疾患」と「虚血性脳血管疾患」に分類される。

(5) 子ども・子育て

①保育施設・幼稚園（入所児童・園児）

保育施設数は、令和3年度で54箇所となっています。0～5歳児人口の減少に伴って、入所児童数については、平成30年度から令和元年度にかけて減少しましたが、以降は増加に転じ、令和3年度には2,562人となっています。待機児童数については、平成29年度までは増加していましたが、以降は減少に転じ、令和3年度には8人となっています。

また、幼稚園数では、平成30年度に1箇所減少し、13箇所となっていました。令和3年度に1箇所増加し14箇所となっています。在園児数は平成28年度以降減少しており、令和3年度には1,061人となっています。

【保育施設の概況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保育施設数(箇所)	41	46	49	53	55	54	54
入所児童数(人)	2,262	2,403	2,443	2,613	2,492	2,521	2,562
待機児童数(人)	45	62	78	21	15	12	8

資料：石巻市(各年度4月1日現在)

※保育施設数には、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育所(石巻市補助対象施設)含む

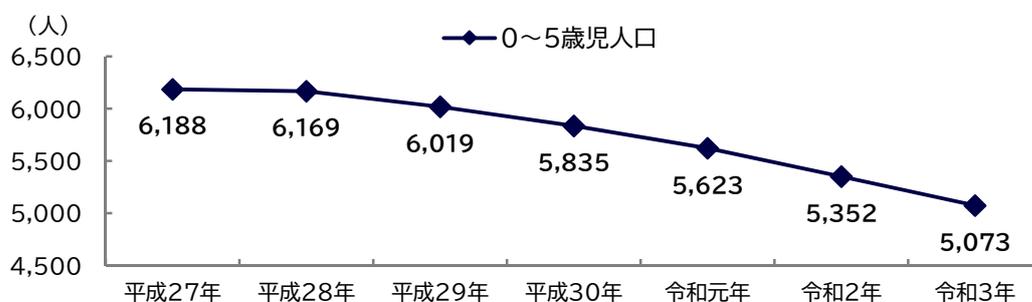
【幼稚園の概況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園数(箇所)	14	14	14	13	13	13	14
在園児数(人)	1,353	1,338	1,336	1,266	1,234	1,154	1,061
就園率※(%)	54.9	53.5	52.5	50.4	48.0	48.5	47.3

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）※幼稚園数には、石巻市内の園児が通園している市外の幼稚園を含む

※就園率：幼稚園修了者数÷小学校1学年児童数

【子ども（0～5歳児）人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブ数は、令和3年度で48箇所となっています。登録児童数については、平成27年度から令和2年度にかけて増加していましたが、令和3年度には減少に転じ、1,985人となっています。待機児童数については、平成28年度から令和2年度にかけて増加していましたが、令和3年度には減少に転じ、36人となっています。

【放課後児童クラブの概況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クラブ数(箇所)	34	43	45	47	48	48	48
登録児童数(人)	1,600	1,872	1,983	2,044	2,079	2,127	1,985
待機児童数(人)	136	35	51	87	95	171	36

資料：石巻市（各年度4月1日現在）

③小学校・中学校（校数、児童・生徒数）

小中学校数は、令和3年度で小学校は33校、中学校は令和3年度に1校減少し、18校となっています。

児童・生徒数についても、小中学校ともに減少傾向にあり、令和3年度で小学生は6,171人、中学生は3,335人となっています。

【小・中学校の概況】

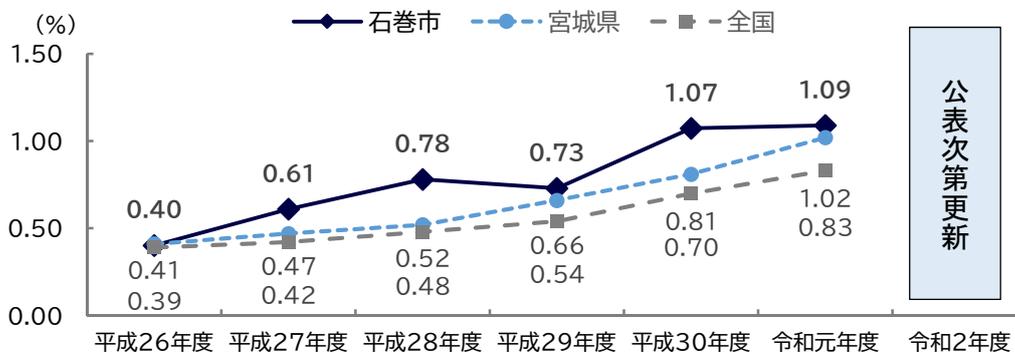
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校数(校)							
小学校	36	36	35	33	33	33	33
中学校	20	20	19	19	19	19	18
児童・生徒数(人)							
小学校	7,025	6,783	6,589	6,518	6,426	6,318	6,171
中学校	4,031	3,932	3,760	3,520	3,404	3,323	3,335

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

④不登校児童・生徒の出現率

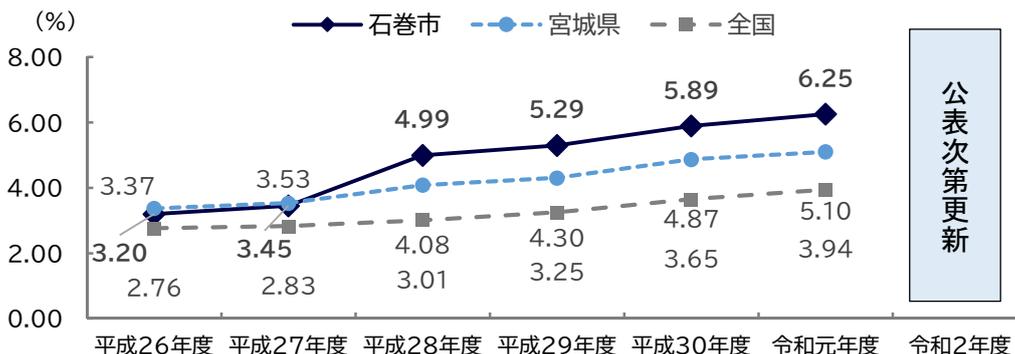
本市の不登校児童・生徒の出現率は、一部の年度を除き、小・中学生ともに宮城県、全国を上回り、概ね増加傾向で推移しています。

【小学生の不登校児童出現率】



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【中学生の不登校生徒出現率】



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(6) 高齢者（要支援・要介護認定者）

介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和2年で9,487人となっており、平成27年から815人増加しています。認定率においても、平成27年と比較すると、令和2年は約0.6ポイント増加しています。

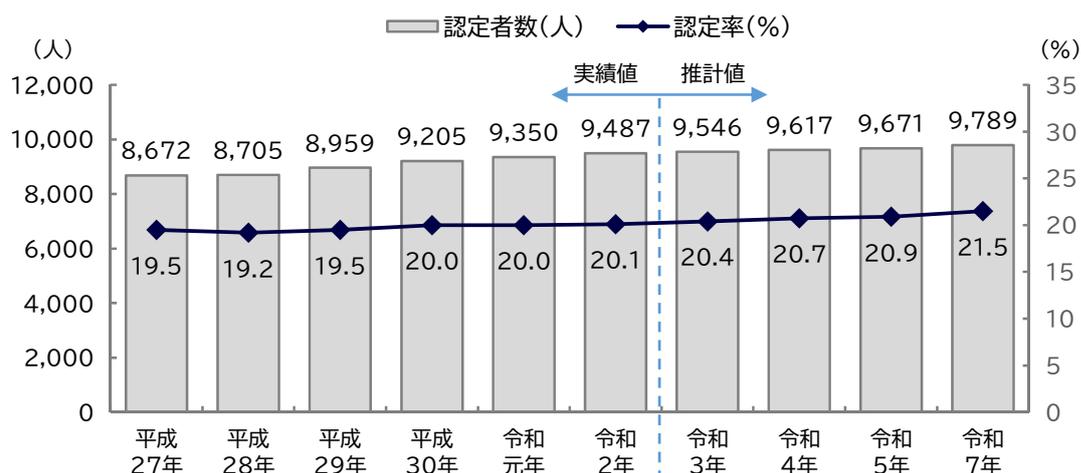
要介護度別の状況をみると、平成27年以降、要支援2が最も多い割合となっています。

【要支援・要介護認定者の状況（65歳以上対象）】

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年
認定者数(人)	8,672	8,705	8,959	9,205	9,350	9,487	9,546	9,617	9,671	9,789
要支援1	1,516	1,423	1,521	1,632	1,618	1,606	1,609	1,615	1,617	1,622
要支援2	1,597	1,575	1,656	1,734	1,810	1,849	1,855	1,862	1,864	1,877
要介護1	1,526	1,529	1,505	1,496	1,488	1,498	1,507	1,518	1,527	1,547
要介護2	1,339	1,387	1,397	1,392	1,412	1,479	1,490	1,503	1,516	1,537
要介護3	961	1,060	1,087	1,079	1,101	1,109	1,119	1,133	1,143	1,164
要介護4	1,067	1,069	1,127	1,172	1,205	1,268	1,282	1,297	1,309	1,337
要介護5	666	662	666	700	716	678	684	689	695	705
認定率※(%)	19.5	19.2	19.5	20.0	20.0	20.1	20.4	20.7	20.9	21.5

資料：石巻市地域福祉計画（第3期）（平成27年）、石巻市高齢者福祉計画・第7期及び第8期介護保険事業計画（各年9月末現在）令和3年以降は推計値。

【要支援・要介護認定者総数と認定率の推移（65歳以上対象）】



資料：石巻市地域福祉計画（第3期）（平成27年）、石巻市高齢者福祉計画・第7期及び第8期介護保険事業計画（各年9月末現在）

※高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合。なお、認定率の計算において使用する被保険者数は、介護認定者の施設入所等に伴う住所地の関係で住民基本台帳の高齢者人口とは一致しないことがある。

(7) 障害のある人

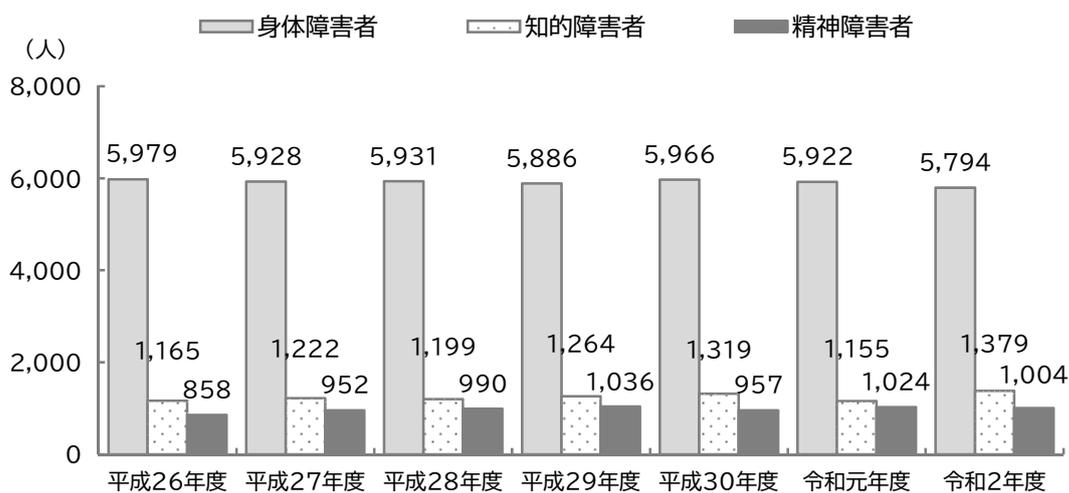
障害のある人（手帳交付者）をみると、手帳交付者総数については、ほぼ横ばいとなっています。障害種別でみると、知的障害者、精神障害者が増加傾向であることがうかがえます。

【障害者手帳交付者数の状況】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手帳交付者総数(人)	8,002	8,102	8,120	8,186	8,242	8,101	8,177
身体障害者(人)	5,979	5,928	5,931	5,886	5,966	5,922	5,794
知的障害者(人)	1,165	1,222	1,199	1,264	1,319	1,155	1,379
精神障害者(人)	858	952	990	1,036	957	1,024	1,004

資料：石巻市（各年度3月末現在）

【障害者手帳の種類別交付者数の推移】



資料：石巻市（各年度3月末現在）

(8) 生活保護

生活保護の動向について、被保護世帯及び被保護人員ともに増加傾向となっています。

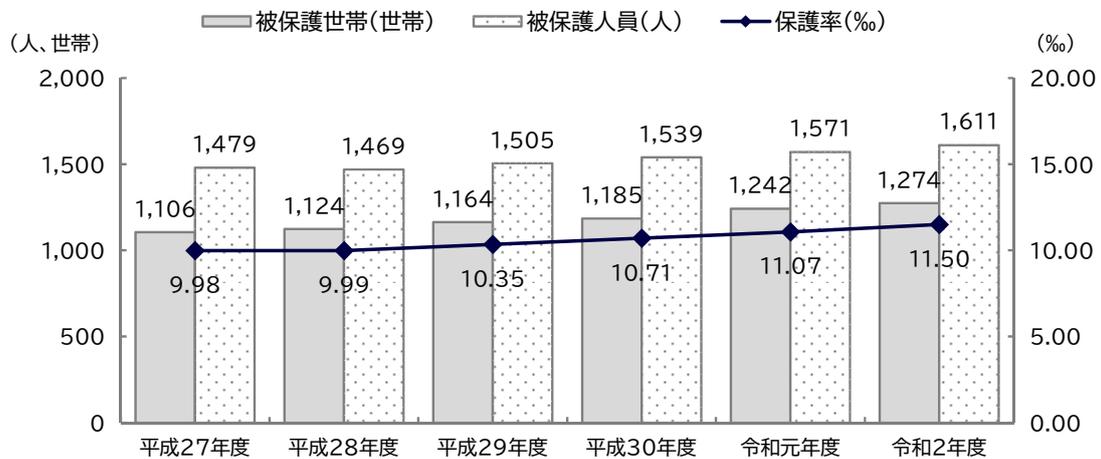
【生活保護の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保護世帯(世帯)	1,106	1,124	1,164	1,185	1,242	1,274
被保護人員(人)	1,479	1,469	1,505	1,539	1,571	1,611
保護率※(%)	9.98	9.99	10.35	10.71	11.07	11.50

資料：石巻市（各年度3月末現在）

※保護率=保護受給人員÷人口×1,000（単位：%=パーミル、千分率）

【生活保護世帯、人員、保護率の推移】



資料：石巻市（各年度3月末現在）

2 相談の状況

(1) 「福祉まるごと相談窓口」の状況

「福祉まるごと相談窓口」は、石巻市ささえあいセンター*と各総合支所に設置されている相談窓口で、複雑で多くの困りごとを抱えている方に相談員が寄り添い、様々な相談機関につなぎ、円滑な課題の解決を目指しています。

「福祉まるごと相談窓口」の状況を見ると、初回相談件数は増加傾向で令和2年度には192件の相談がありました。

初回相談の方法は、令和元年度は電話と来所がほぼ半数ずつとなっていますが、令和2年度は来所が多くなっています。相談者の世帯構成は、複数世帯が多くなっています。

①初回相談（相談者数）

【初回相談の推移】

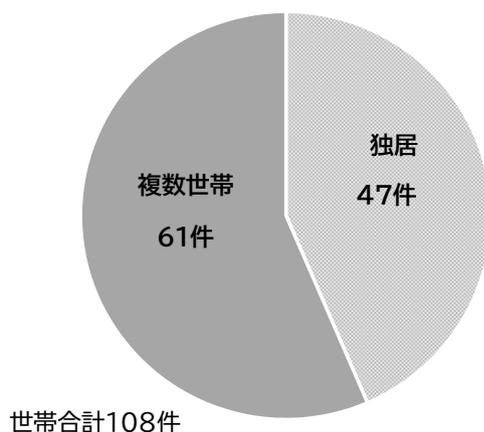
	令和元年度	令和2年度
相談者数(人)	108	192
電話(人)	56	78
来所(人)	49	108
訪問(人)	3	6

資料：石巻市（各年度3月末現在）

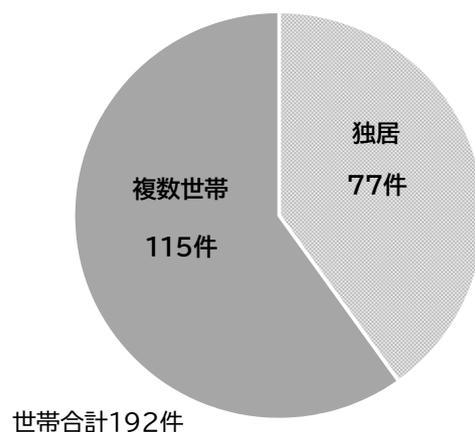
②相談者の世帯構成

【相談者の世帯構成の推移】

【令和元年度】



【令和2年度】



資料：石巻市（各年度3月末現在）

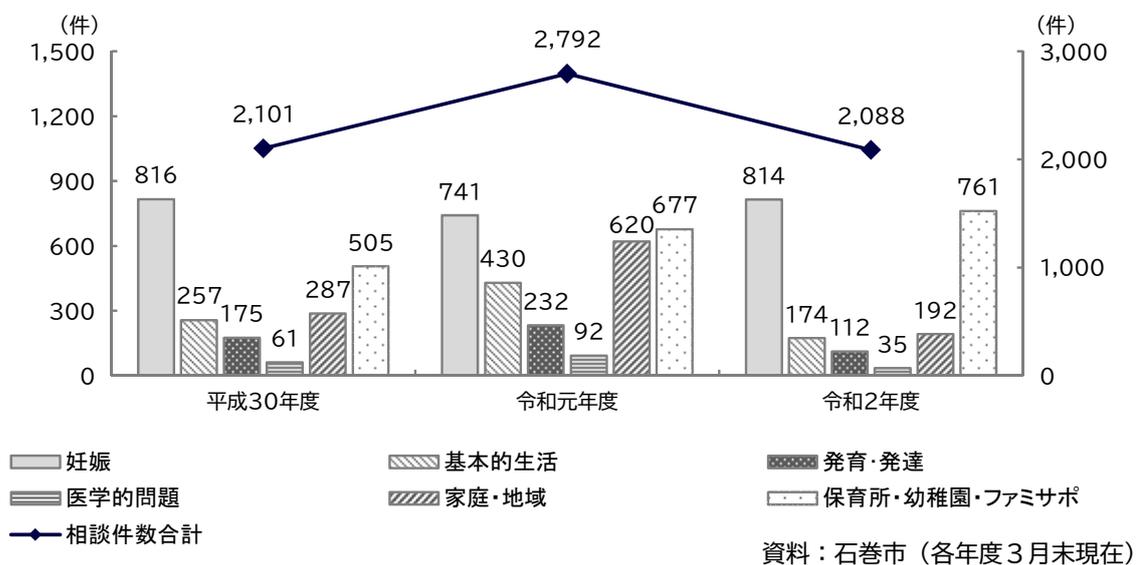
*市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の円滑な連携によるサービスの提供、地域住民相互の支え合いの推進、複合的な生活課題に対する包括的な相談支援など、地域包括ケアを推進する中核的な拠点施設。

(2) 子育て世代包括支援センター^{*}の状況

市内の各子育て世代包括支援センターに寄せられる相談件数の合計は、平成30年度から令和2年度にかけて2,000件台で推移しており、令和元年度が合計2,792件と、前後の年度に比べて700件ほど多く、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で相談が控えられたことが考えられます。

妊娠、基本的な生活、発育・発達、医学的問題、家庭・地域、保育所・幼稚園・ファミリーサポートセンター等様々な内容の相談が寄せられていますが、各年度とも妊娠や保育所・幼稚園・ファミリーサポートセンターに関する相談が多くなっています。令和元年度は家庭・地域をはじめ、基本的な生活、発育・発達、医学的問題で他の年度に比べて多く、幅広い相談が寄せられるようになっていきます。

【子育て世代包括支援センターの相談内容別件数】



^{*}子育て世代への支援体制を強化するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をコーディネートし、相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化に向けた取組を行っている。

(3) 虐待に関する相談の状況

全国的に虐待事案の重症化・複合化が問題となる中、本市では、各種虐待情報の共有及び対応の迅速化を図ることを目的として「虐待防止センター」を設置し、関係機関とのスムーズな情報共有と各種支援制度の横断的な活用によって、適切な対応を迅速に行っています。

各種相談件数等については、虐待防止センターで把握している相談件数となります。

① 児童虐待

【児童虐待（相談件数）の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童虐待等相談件数(件)	225	171	190	193	187	213
虐待種別(人)	68	74	60	79	98	124
身体的(人)	29	27	22	30	26	27
心理的(人)	10	25	8	18	18	28
ネグレクト(人)	26	18	28	24	43	48
性的(人)	3	0	1	2	3	1
その他・複合等(人)	-	4	1	5	8	20

資料：石巻市（各年度3月末現在）※児童虐待等相談件数は、児童虐待、養護、特定妊婦等を含む

② 高齢者虐待

【高齢者虐待（相談件数）の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
養護者虐待相談件数(件)	46	45	61	40	75	77
虐待種別(人)	37	40	48	36	73	64
身体的(人)	28	27	30	30	58	49
心理的(人)	1	8	11	6	12	13
ネグレクト(人)	3	1	3	0	2	1
経済的(人)	5	4	4	0	1	1
性的(人)	-	0	0	0	0	0
その他・複合等(人)	-	0	0	0	0	0

資料：石巻市（各年度3月末現在）

③障害者虐待

【障害者虐待（相談件数）の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養護者虐待相談件数(件)	8	10	7	7	15	21
虐待種別(人)	3	8	2	4	12	18
身体的(人)	2	7	1	4	10	11
心理的(人)	-	0	1	0	1	1
ネグレクト(人)	-	0	0	0	0	4
経済的(人)	-	1	0	0	1	1
性的(人)	1	0	0	0	0	1
その他・複合等(人)	-	0	0	0	0	0

資料：石巻市（各年度3月末現在）

④ドメスティック・バイオレンス（DV）関係

【DV関係（相談件数）の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
DV・女性相談件数(件)	30	29	25	31	35	57
DV相談(件)	23	16	23	16	23	43
女性相談(件)	7	13	2	15	12	14

資料：石巻市（各年度3月末現在）

※女性相談とは、離婚や親権、家族関係（嫁・舅）等の相談を指す

(4)生活困窮者自立支援に関する相談の状況

生活困窮者自立支援に関する相談支援件数は、新規相談件数、延べ相談件数ともに増加傾向となっています。特に、令和元年度から令和2年度にかけて、大きく増加しています。各種相談件数等については、保護課で把握している相談件数となります。

【生活困窮者に対する相談支援】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談件数	66	131	135	212
延べ相談件数	170	349	395	1,034

資料：石巻市（各年度3月末現在）

3 支え合いの支援体制

(1) 市社会福祉協議会

【役割】

石巻市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、地域福祉の推進を目的とした団体として、地域に暮らす住民の方々をはじめ、行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉団体、保健・医療・教育など関係機関の協力、参加のもと、地域支援事業、ボランティアセンター^{※1} 事業、福祉学習推進事業、在宅サービス事業、復興支援事業など様々な活動を展開しています。

【事業】

地域支援事業では、地域の高齢者を始めとした市民が気軽に集まり、見守りや閉じこもりの防止につながる地域サロン活動への支援や、地域内の調整役として「地域福祉コーディネーター（CSC）^{※2}」を配置し活動強化を図るとともに、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター^{※3}」を兼務し、地域住民による情報共有・話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組んでいます。現在、本市では13人の地域福祉コーディネーターが地域の支え合いの仕組み作りや制度では解決できない「見えないニーズ」の対応・支援をアウトリーチにより行っています。

福祉学習の推進については、市内の小・中学校に助成金を交付するほか、家庭や地域において福祉についての理解を深めるため福祉学習プログラムを作成・活用し、子どもから大人まで福祉を身近に感じ学べる取組を行っています。

ボランティアセンター事業については、市内7箇所に窓口を設置し、地域で活動するボランティア団体をサポートしながら、ボランティアの育成に取り組んでいます。また、自然災害が発生した場合に迅速かつ効果的に支援活動が行えるよう災害ボランティアセンターの設置訓練や災害ボランティア^{※4}の登録制度を実施しています。

復興支援事業については、東日本大震災から10年が経過し、復興公営住宅や新興住宅地、既存の自治会を含めた新たな地域コミュニティの構築や地域の支え合いによる支援を継続して進めています。

法人運営としては、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」及び「経営基盤強化計画」に基づき、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目標に掲げ、住民の方々にきめ細かい情報提供とフォローアップを行うとともに事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図りガバナンス強化に取り組んでいます。

※1 ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

※2 地域において、要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う福祉の専門職。

※3 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

※4 災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、福祉に関する制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行うとともに、地域住民へ声かけや見守りを行い、地域における支え合い活動の中心として重要な役割を担っています。

【民生委員・児童委員の地区ごとの配置状況】

区分	定数(人)	現員(人)	区分	定数(人)	現員(人)
石巻地区	17 (2)	16 (2)	釜・大街道地区	26 (2)	20 (2)
住吉地区	34 (2)	32 (2)	河北地区	40 (2)	37 (2)
門脇地区	9 (2)	7 (2)	雄勝地区	12 (2)	12 (2)
湊地区	22 (2)	21 (2)	河南地区	43 (3)	38 (3)
山下地区	18 (2)	17 (2)	桃生地区	19 (2)	19 (2)
蛇田地区	37 (2)	34 (2)	北上地区	11 (2)	11 (2)
荻浜地区	9 (2)	9 (2)	牡鹿地区	18 (2)	13 (1)
渡波地区	31 (2)	30 (2)	復興枠※1	7	0
稲井地区	17 (2)	17 (2)	計	370 (33)	333 (32)

資料：石巻市（令和3年3月現在）

※（ ）は主任児童委員を再掲

(3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、介護、福祉、健康、医療等様々な面から包括的に支援する役割を担う機関です。高齢者向けの介護予防※2教室の実施、住民からの相談対応、訪問等による実態把握調査、介護保険制度や福祉サービスへの適切な支援等、幅広い事業を行っています。

【地域包括支援センターの一覧（市内12箇所に設置）】

名称	担当地区	名称	担当地区
石巻市中央地域包括支援センター	中央	石巻市河北地域包括支援センター	河北
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	石巻市河南地域包括支援センター	河南
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	石巻市ものう地域包括支援センター	桃生
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	石巻市北上地域包括支援センター	北上
石巻市湊地域包括支援センター	湊	石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿

資料：石巻市（令和3年2月現在）

※1 震災後に整備された新市街地や復興公営住宅等のように、人口の増加が見込まれる地域で町内会や行政区が未設置の箇所は民生委員の定数確定が難しいことから、そのような地域に民生委員を加配する場合のために設定した枠のこと。

※2 介護保険制度に導入された概念。高齢者が、寝たきり等の要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすることを意味する。

(4) 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的とし、子育て世代への支援体制を強化するため、地域の身近なところで気軽に利用できる相談支援及び関係機関との連携強化に向けた取組を行っています。

妊娠期から出産・子育て期までの各ステージを包括的に支援するため、「基本型^{※1}」・「特定型^{※2}」・「母子保健型^{※3}」が連携し合うことで機能する仕組みとなっています。

【子育て世代包括支援センターの一覧(市内 11 箇所に設置)】

区分	設置箇所	区分	設置箇所
基本型 (3 箇所)	石巻市福祉部子育て支援課	母子保健型 (7 箇所)	石巻市健康部健康推進課
	いっしょ issyo えきまえ		石巻市河北総合支所市民福祉課
	いっしょ issyo へびた		石巻市雄勝総合支所市民福祉課
特定型(1 箇所)	石巻市福祉部子ども保育課		石巻市河南総合支所市民福祉課
			石巻市桃生総合支所市民福祉課
			石巻市北上総合支所市民福祉課
			石巻市牡鹿総合支所市民福祉課

(5) ボランティア団体・NPO等

ボランティア活動は一人ひとりの自発的な意志に基づき、金銭的な利益等の見返りを求めることなく、社会的活動等に携わる活動を指します。その活動は個人で行うものや、グループを形成し、それらに所属して行う場合等多様な活動方法があります。震災以降、本市でも増加傾向にあるNPO等による活動も、ボランティアの力によって支えられています。しかしながら、震災から10年が経過し補助金の終了等に伴い活動資金が確保困難となる課題もあり、ボランティア団体・NPO等の活動終了や縮小化の動きが見られる可能性があります。また、市民の生活・住環境の変化に合わせ活動内容を見直ししている団体もあります。

近年では、企業が事業活動を通じて、自主的に社会貢献するCSR^{※4}も広まっており、地域社会の担い手、あるいは支援者として活動する企業の取組も必要です。

※1 福祉部子育て支援課に総合窓口を設置するとともに、委託により民間子育て支援団体にも相談窓口を設置し、子育て家庭の相談支援とつなぎ役、地域にある施設、事業の総合的な情報集約を実施し、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う。

※2 保育施設に関する相談を行う。

※3 妊娠期から子育て期までの母子保健等に関する相談や、手厚い支援を要するものに対する支援プランを策定し、そのプランに基づき継続的に支える。また、妊産婦等が必要な母子保健サービス等の情報提供を行う。

※4 Corporate Social Responsibility の略であり、企業の社会的責任と訳される。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

第2節 第3期計画の評価と課題

1 第3期計画の評価

下記の各実績値は、地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）による指標となっています。

基本目標1 ともに協力し支え合う地域づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
近所付き合いの満足度 (親密に付き合っている人の割合)	地域活動の基盤で、地域の親密度をみる指標	17.2%	10.5%	☂	60%
地域で支え合っていると 感じる市民の割合	地域コミュニティの自立度を市民意識からみる指標	12.5%	8.5%	☂	60%
地域活動(自治会行事等)	地域活動への参画意識をみる指標	34.9%	33.2%	☁	70%

基本目標2 地域福祉を担う人づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
地域で手助けが必要な人への支援	地域活動や支え合いの参画意識をみる指標	6.8%	5.6%	☁	60%
地域活動やボランティア活動に参加した人の割合		11.1%	9.7%	☁	60%

基本目標3 地域福祉サービスの基盤づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
民生委員児童委員の認知度	地域における保健福祉分野への関心の高さの指標	34.3%	43.9%	☁	70%
地域包括支援センターの認知度		24.2%	38.1%	☁	70%
地域包括ケアシステムの認知度		—	14.0% (※地域共生社会の認知度)	—	60%
生活困窮者自立支援制度の認知度		—	23.3%	—	50%

基本目標4 新たな地域コミュニティでの健康づくり

指標	評価の視点	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	評価	目標値 (令和3年度)
心身ともに健康であると 感じている人の割合	心身ともに健康であること で、地域においていきいきと生活できているかをみる指標	—	79.3%	☀	60%
趣味や特技等の生きがい を持っている人の割合	生きがいを持つことで日々の生活の中で目標を持ち、自分らしく生活できているかをみる指標	54.9%	70.9%	☁	80%

【評価区分】

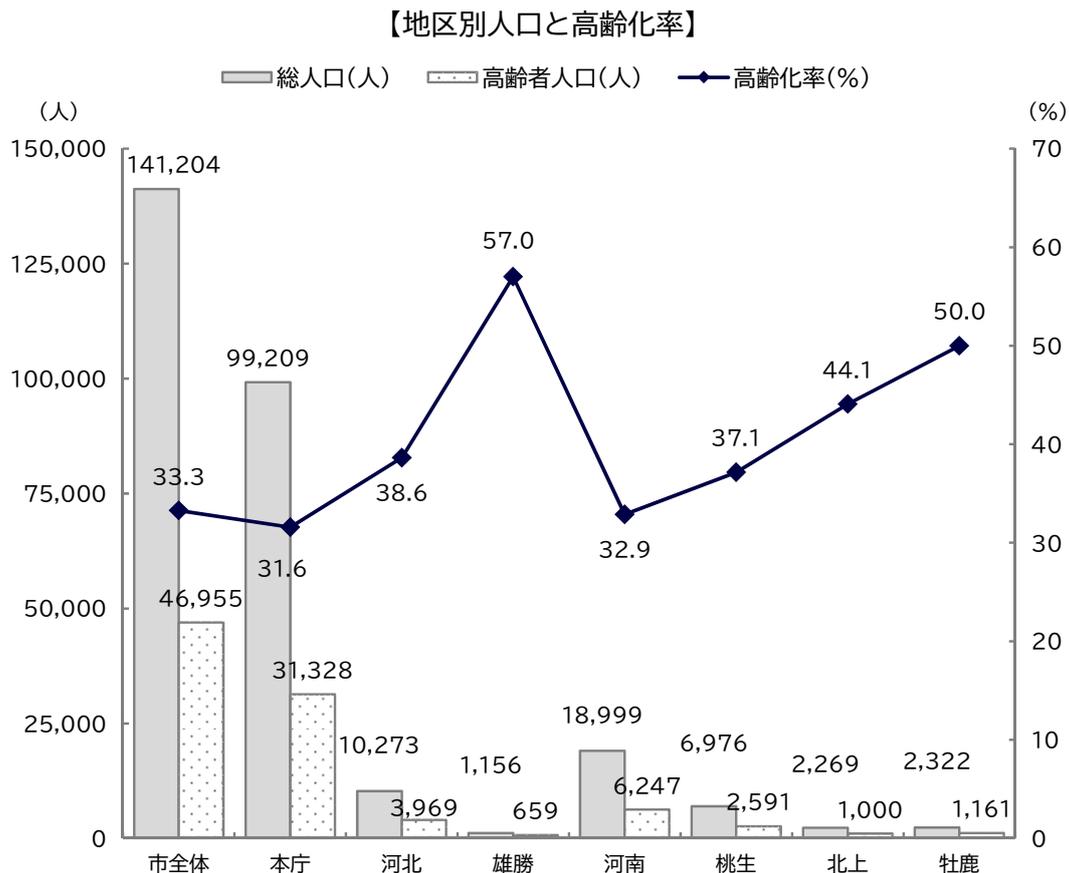
☀:目標値達成 目標を達成
☁:横ばい H27と比較して、-3.9%~+3.9%
☂:向上 H27と比較して、4.0%以上向上
☂:低下 H27と比較して、4.0%以上低下

※各指標の実績値については、1選択肢のみの数値となっています。

2 課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- 本市の0～14歳人口と15～64歳人口が大幅に減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、令和2年9月末時点の高齢化率は33.3%と超高齢社会※となっています。それに伴い、65歳以上のひとり暮らし世帯の大幅な増加が見られます。今後は65歳以上（高齢者）人口も減少に転じる見込みですが、総人口はそれ以上に減少する見込みで、少しずつですが少子高齢化は着実に進行すると見込んでいます。
- 半島沿岸部では東日本大震災前からの人口減少に加え、震災による被災のため住居移転を余儀なくされた方も多く、人口減少とコミュニティの衰退に拍車がかかるとともに、高齢化率が著しく高く、地域活動の担い手不足等の課題を抱えています。
- 他の地区でも、被災者は新たな住まいへの居住が進み、コミュニティの再編が図られる中、地域になじめないことなどによる孤立化のほか、経済格差から貧困の問題などの懸念もあります。

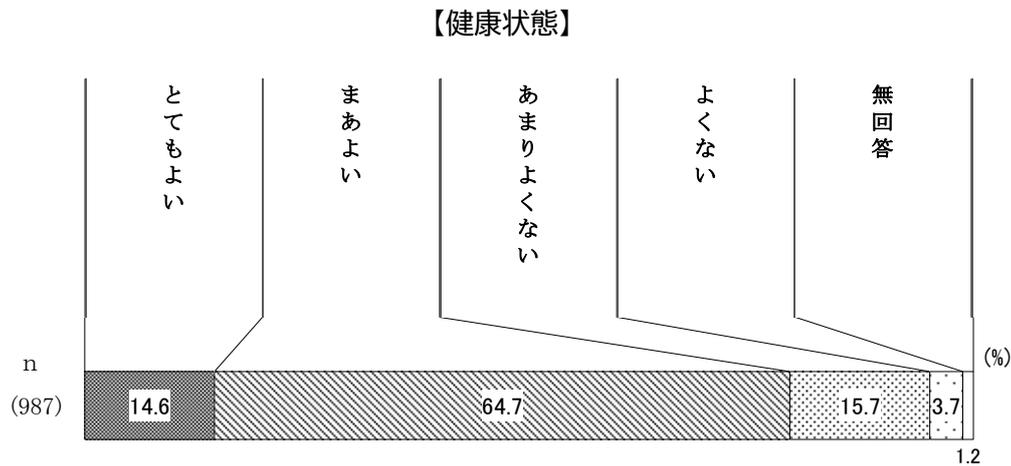


資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

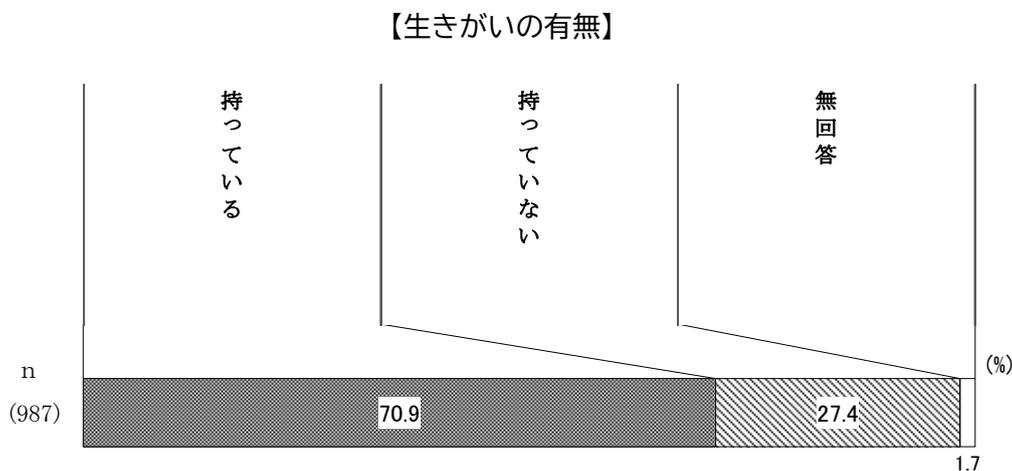
※高齢化率が人口の21%を超えている社会。

(2) 健康づくりと生きがいのづくりの推進

○アンケート調査では、多くの市民が「健康である」という状況にあるものの、年齢別に見ると高齢者の回答では「健康である」割合が低くなっています。震災後の生活環境の激変や、コロナ禍による制限された生活の長期化により、心身機能の低下やフレイル^{*}の進行が懸念されることから、地域での見守りや気づきの重要性を再認識し、閉じこもりや機能低下の防止へ繋げる支援が必要です。



資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）



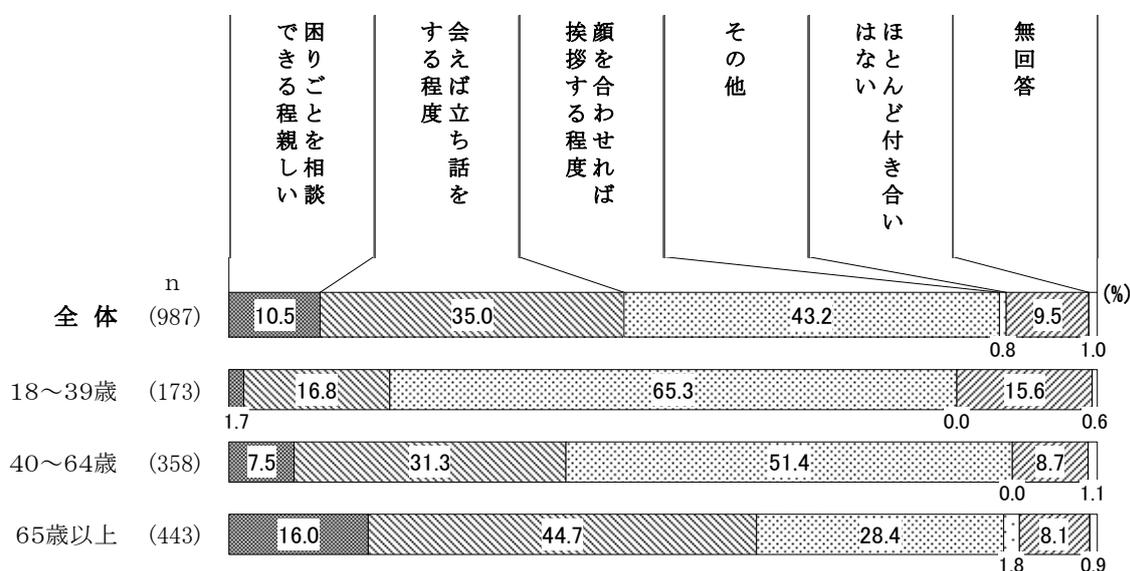
資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

^{*}要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

(3) 地域での支え合いの意識の浸透

- 長引くコロナ禍によって人と人との交流が図りにくくなっている中、困りごとの相談ができる程親しいという回答は約1割にとどまり、特に若い世代で地域とのつながりを持っていない割合が高いことから、意識醸成を図る必要があります。
- これまで主に市の取組によって支えられてきた課題についても、今後は地域での助け合いや支え合いとともに取り組んでいくことが必要となっています。そのような中、地域での支え合いの意識があると感じている市民は約5割であることから、支え合いや助け合いの意識の向上が必要です。
- 日頃の地域コミュニティが、災害時など有事の際に有効となるため、地域ぐるみによる意識の向上が必要です。

【近所付き合いの程度】



資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

(4) 人の権利を尊重する意識と制度の周知・啓発

- 本市における虐待や家庭内暴力（DV）に関する相談は増加傾向にあります。
- アンケート調査では、認知症*や知的障害等によって判断能力が不十分な人の権利を守る成年後見制度について知っている市民は3割半ばと少なくなっています。
- 子どもから高齢者、障害のある人を含め、すべての人の人権が尊重され、権利が守られる社会の実現に向け、あらゆる世代に向けた福祉意識や権利擁護の啓発、権利擁護に関する制度の周知、差別や偏見、虐待等の人権侵害を見逃さない意識づくりが必要です。

*加齢に伴う脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく症状。「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」等の種類がある。

(5) 地域を担う人材の育成

- アンケート調査では、「地域づくりを支援してくれる人材」は市民、民生委員・児童委員、団体に共通して必要と考える人が多くいる一方で、市民の地域活動やボランティアへの参加経験があるという回答は約1割にとどまるなど、地域活動を行う人材は不足しています。
- できる範囲ではあるものの、地域で手助けを必要としている人を手助けしたいと約8割が回答しています。
- 地域活動・ボランティア活動をしたことがない人のうち、何らかの活動意向がある人が約5割となっていることから、実際の活動への参加につなげるための情報発信やきっかけづくりを積極的に行うことが必要です。

(6) 民生委員・児童委員の負担の軽減

- 民生委員・児童委員の多くが65歳以上の高齢者で経験年数が4年以下と短く、活動に当たって様々な悩みを抱えています。
- 民生委員・児童委員としての経験年数が長いほど、何らかの役職との兼任をしている人が多くなっています。
- 経験年数の短い民生委員・児童委員ほど、専門機関との連携が弱いことから、関係機関とのつながりの強化や訪問活動のサポートなど、悩みや負担の軽減に向けた支援が必要です。

(7) 団体の活動の継続に向けた支援

- コロナ禍による制限に伴う負担は、地域活動の内容の見直し、活動の頻度や参加定員数の変更、感染防止対策など、地域の各種団体にも及んでいます。
- 団体の活動メンバーの高齢化は、民生委員・児童委員とも共通の課題となっています。
- 通常通りの活動が叶わない中でも、地域の通いの場の存在や支援の取組は依然として必要であることから、地域の各種団体の活動継続に向けた支援が必要です。

(8) 半島沿岸部地域の担い手強化と移動支援の充実

- 半島沿岸部は、顕著な人口減少とそれに伴う地域の担い手不足、加えて市中心部に比べると各種支援や団体等の地域資源が少ない状況となっています。
- 特に高齢者における移動手段の確保が課題となっており、自動車を所有しなくても利用できるカーシェアリングやICT^{※1}を活用した移動支援の充実が必要です。

(9) 相談窓口の充実と市民との協働による関係者間の連携強化

- 市や関係機関が行っている各種相談窓口の認知度は向上しているものの、必ずしも高くないため、様々な機会を通じた認知度向上の取組が必要となっています。
- 多様な相談に対応するためには、関係各課や関係機関・団体との連携強化が非常に重要となり、市民に対しては相談体制の見える化も必要となっています。
- それとともに、支援や福祉サービス等についての情報を必要とする人が、必要なタイミングで情報を入手できるよう、情報提供の方法の拡充が必要となっています。
- 地域住民による支え合いと行政による公的な支援が、従来の『支え手』、『受け手』という関係性を超えて連携・協働し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

(10) 複数の課題や制度の狭間にある課題への対応

- 保健福祉施策は永く、健康づくり、高齢福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、対象者や分野、制度ごとにより行われてきました。近年は、現行の「縦割り」の制度では解決が難しい子育てと介護が同時進行するダブルケアや、高齢の親と無職独身の子の同居による8050問題^{※2}などの課題が顕在化しています。
- 高齢者、障害のある人、子育て支援といった、従来の対象ごとの福祉サービス等の支援の適切な提供に加え、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、関係各課や関係機関・団体の連携の強化が必要です。

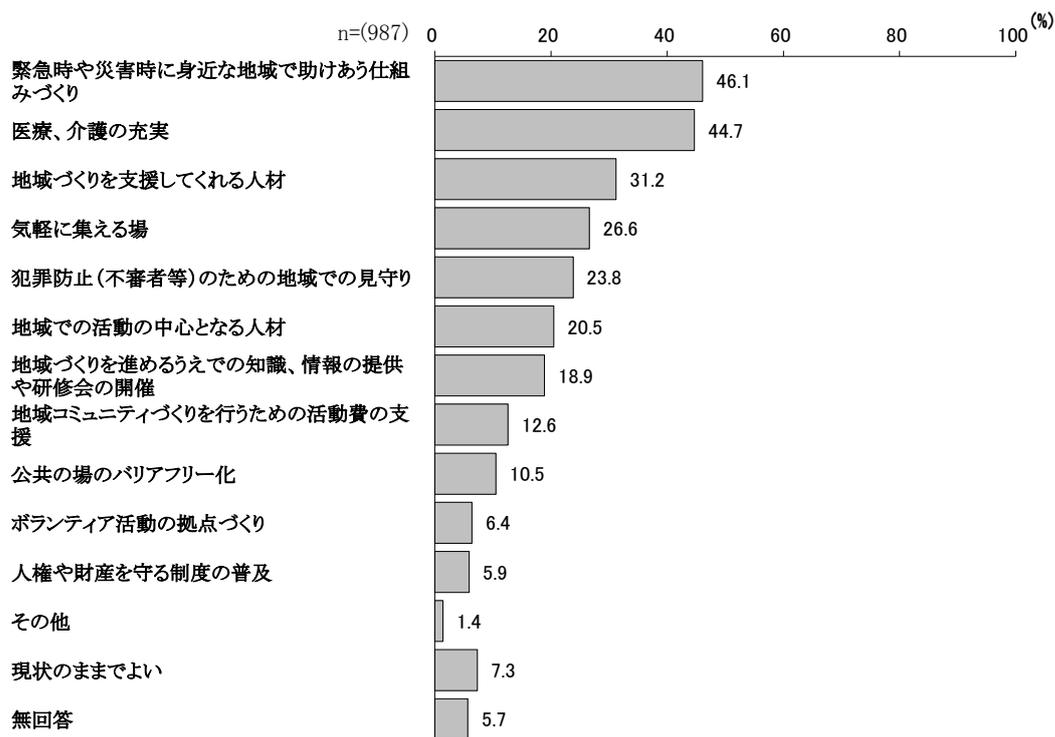
^{※1}Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

^{※2}80歳代の親と50歳代の子どもを組み合わせによる生活問題。ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のこと。

(11) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- アンケート調査では、緊急時や災害時の地域における助け合いの仕組みづくりが必要と多くの人が回答しています。
- 地域の安全・安心を守る取組は、より良い地域生活の実現に向けて欠かせないものです。安全・安心な生活の実現に向け、災害発生時の避難行動要支援者対策や市内の公共施設等のバリアフリー^{※1}化やユニバーサルデザイン^{※2}化の推進、交通安全対策や防犯対策等の取組の強化が必要です。

【支え合う地域づくりの推進に必要なこと】



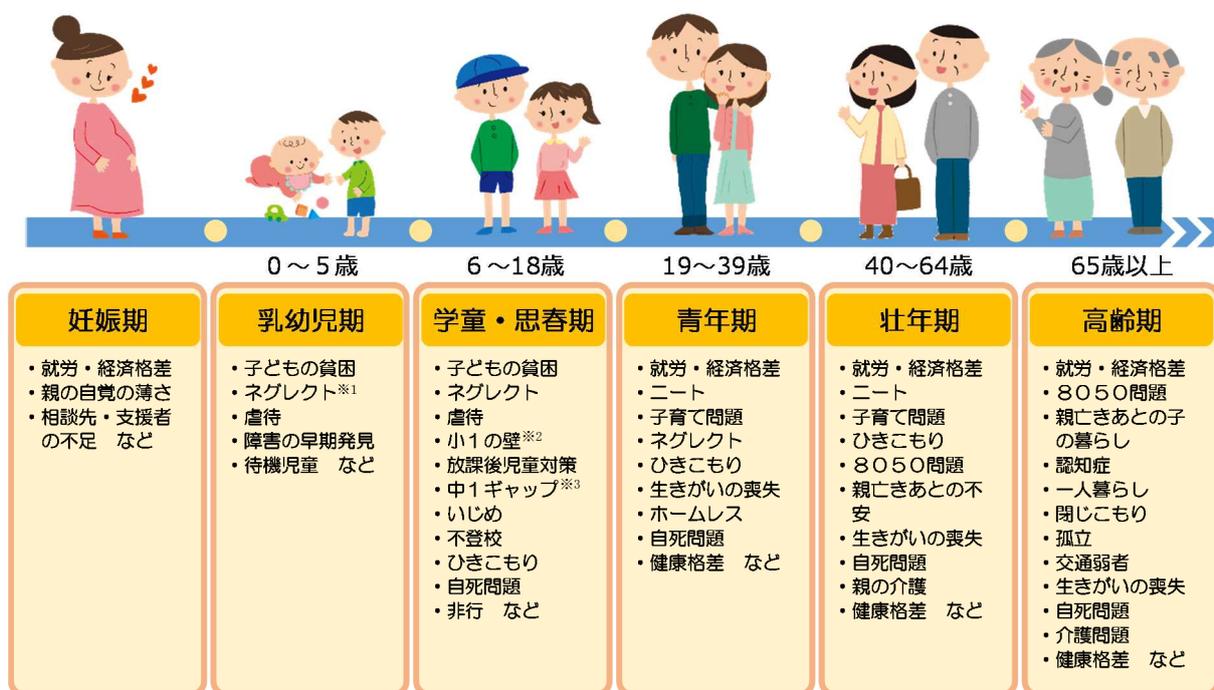
資料：石巻市地域福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

^{※1} 障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

^{※2} ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

(12) ライフステージごとの課題

○地域福祉の推進により、顔の見える関係が構築され、地域住民の身近な変化に気づき支援へつなげることで、あらゆる世代における課題の把握と解決を目指します。



3 課題のまとめ

本市では、今後も人口減少が続く一方で、高齢化率の進行とともに、単身高齢者数についても増加すると見込まれます。市民アンケートからは、地域の希薄化が進んでいることがうかがえ、更には、コロナ禍によって、地域の交流が図りにくくなっており、社会的孤立やひきこもりとなる市民の増加が危惧されます。

また、近年では地域における課題が複雑化・複合化し、従来の「縦割り」による制度では解決が難しい状況となっており、市民、地域、関係機関、市（関係各課）の連携がこれまで以上に必要となっています。

- ・社会的な孤立を生まない地域づくりの取組が必要
- ・市民、地域、関係機関、市（関係各課）が一体となり、包括的に支援する体制づくりが必要

本計画では、これらの課題を重要な課題と捉え、様々な取組を示し、地域福祉を推進することとします。

※1 幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

※2 共働き家庭や一人親家庭において、子どもが保育園から小学校に入学した際、小学校では親の退社時間まで子どもを預かることができなくなるために親が直面する問題のこと。

※3 小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（目指す地域福祉の姿）

すべての市民が住み慣れた地域で個人として尊重され、人と人がつながり、支え合うことの大切さを実感し、自分らしくいきいきと暮らせる安全安心なまちの実現を目指します。

本計画の基本理念は、第1期から第3期まで継承してきた理念を引き継ぐこととし、また、「第2次石巻市総合計画」で掲げる保健福祉分野の基本目標として位置付けられている基本目標3『共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち』と共通意識を持って本計画を推進します。

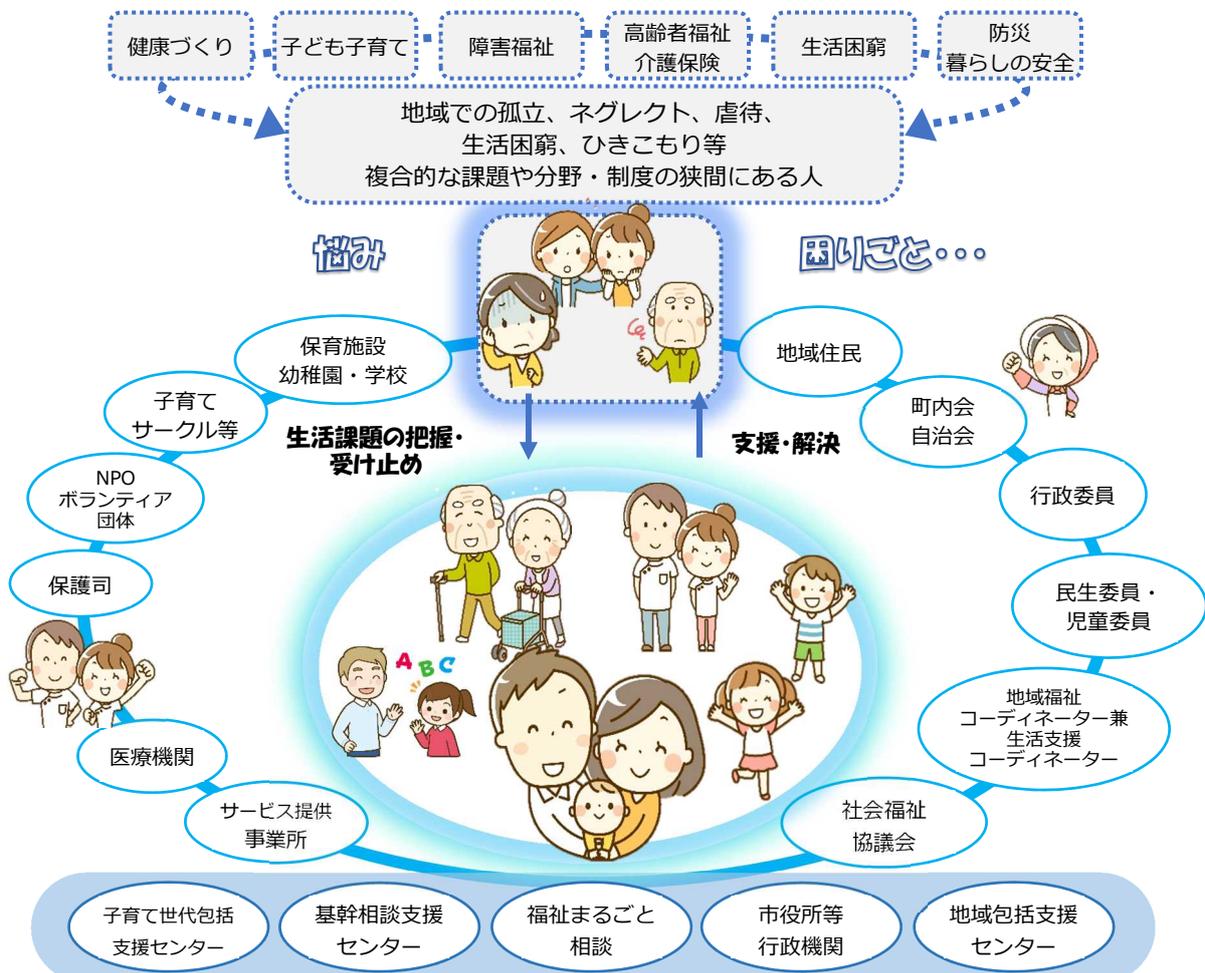
基本理念

いつも自分らしく生きるために
みんなで支え合う地域づくり



～ 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまちを目指します ～

本計画では、以下のイメージ図に示す次世代型地域包括ケアシステムを推進し、地域で活動するあらゆる主体が生活課題に気づき、我が事として受け止め、連携して解決を図る体制づくりを目指します。

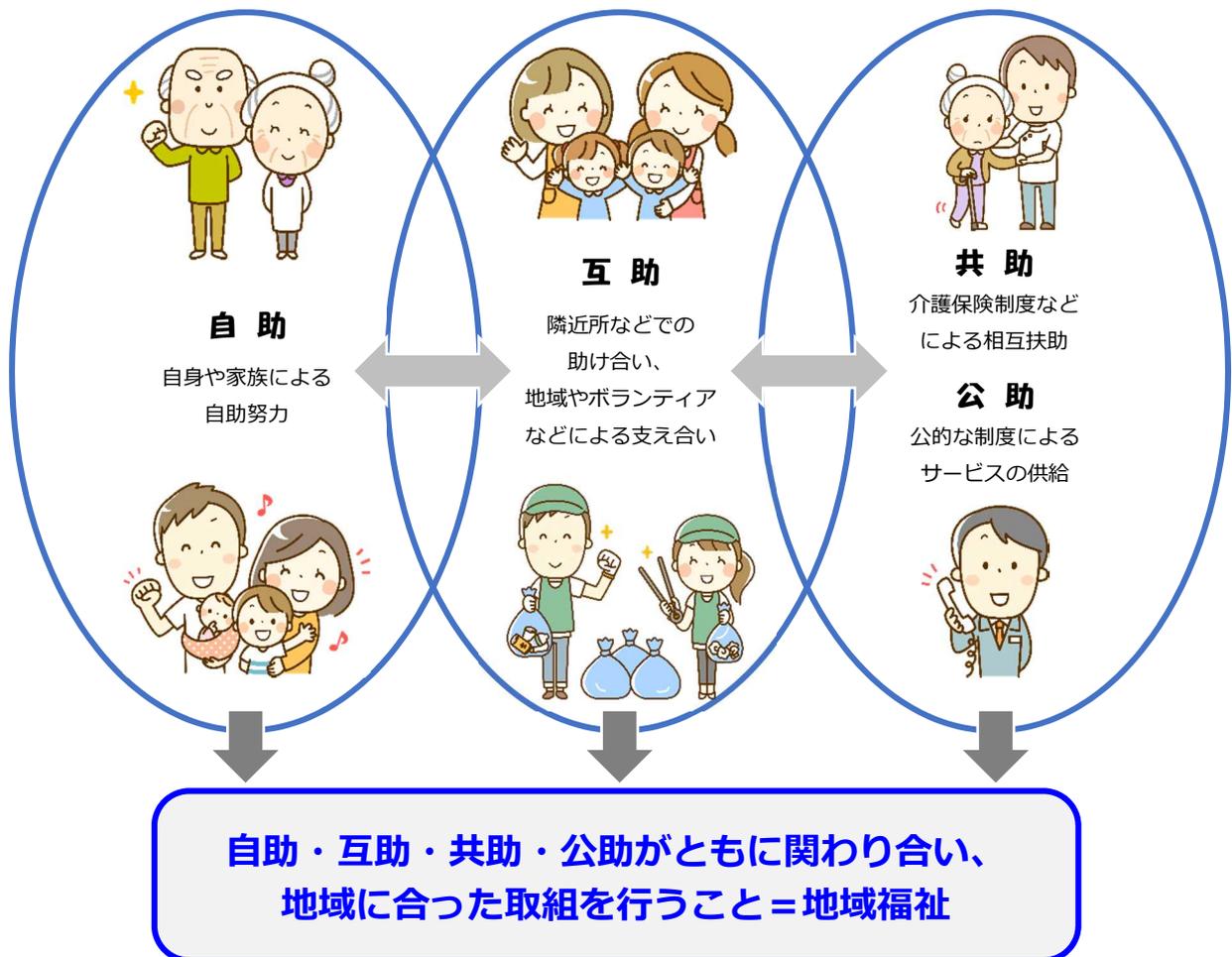


2 地域での支え合いの考え方

地域での支え合いを築いていくための考え方として、自助・互助・共助・公助というものがあります。

そして、この自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、地域に合った取組を行うことが、基本理念に掲げる「いつも自分らしく生きるためにみんなで支え合う地域づくり」（目指す地域福祉の姿）の実現につながります。

【地域での支え合いの考え方】



自助：自分自身や家族の力で困りごとを解決すること。

互助：自身の周囲にいる友人や隣近所の人たちが、自発的に関わり、ボランティアやNPO等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

共助：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

公助：さまざまな公的なサービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

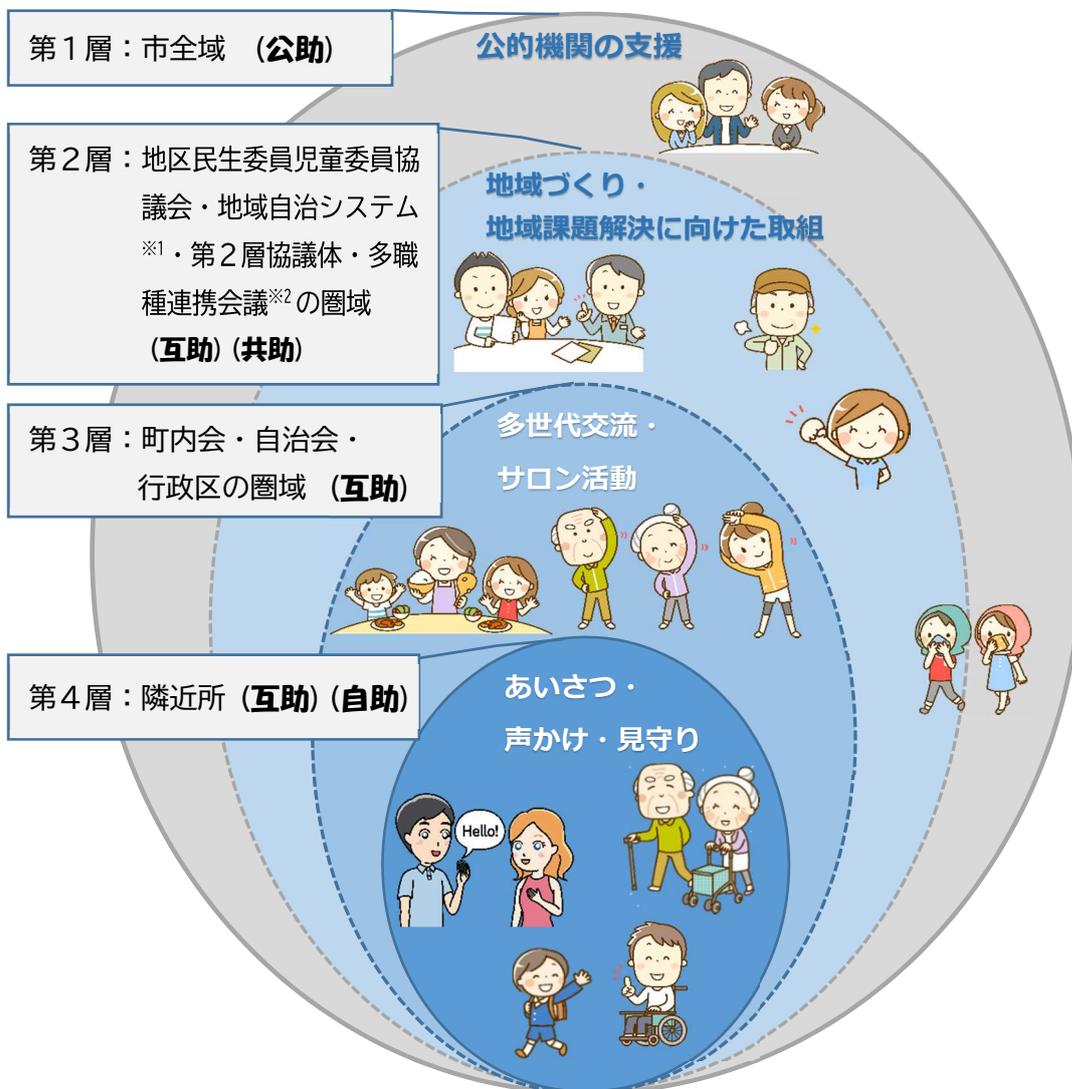
3 圏域のとりえ方

本市では、市民の活動する範囲に応じて、効果的に支援やサービスを提供するための圏域を「層」という形で表しています。

包括的な支援体制を整備していく上で、「市民に身近な圏域」などについては、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。その際、高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められています。

本市では、以下に示す4つの圏域を設定し、各圏域での課題や役割を明確にしながら相互に連携強化を図り、地域による取組を包括的に機能させることにより、地域福祉の推進を図ります。

【石巻市の圏域の考え方】



※1 身近な地域をより住みやすくするために、市民の手で身近な地域の不安や課題を解決し、市と協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりのこと。

※2 東日本大震災後に実施してきたエリアミーティングの機能を継続し包括的な相談支援体制と位置づけ、市や関係機関等の支援者が地域住民の困りごとや埋もれている社会資源などを拾い上げ、解決に向けたつなぎ先を検討する場。

4 基本目標

基本目標 1

身近なことの変化に『気づく』地域づくり

身近な地域に目を配ってみると、支援が必要な人や場面がありますが、地域のつながりの希薄化が進み、そのような地域課題に気が付くことができない場合があります。また、困りごとを抱えていても自ら声を発することができない人もいます。

家族や友人、身近な地域の人困っていたり、悩んでいることに『気づく』ためには、そうしたことに関心を持つ必要があります。気負いなく声かけや手助けできる市民が増えるよう、福祉教育や学習の機会を充実するとともに、地域でのあいさつや声かけなど交流のきっかけづくりを推進し、地域活動、趣味や生きがいを通じた気軽に集える場に人が集い、顔の見える関係性の広がりにより、ささいな変化に『気づく』地域づくりを推進します。

基本目標 2

人と地域が『つながる』仕組みづくり

一人ひとりの『気づき』が、身近な地域住民や相談窓口等へ『つながる』よう、誰もが必要な情報を得ることができる分かりやすい情報提供と周知を推進します。また、“断らない相談支援”により、全世代、全分野の相談に応じていくとともに、地域課題を地域で検討し解決を目指す体制づくりを進めます。さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域活動団体、企業、行政など多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働し、一人ひとりの暮らしを守り、地域を共に創るための『つながる』仕組みづくりを推進します。

基本目標 3

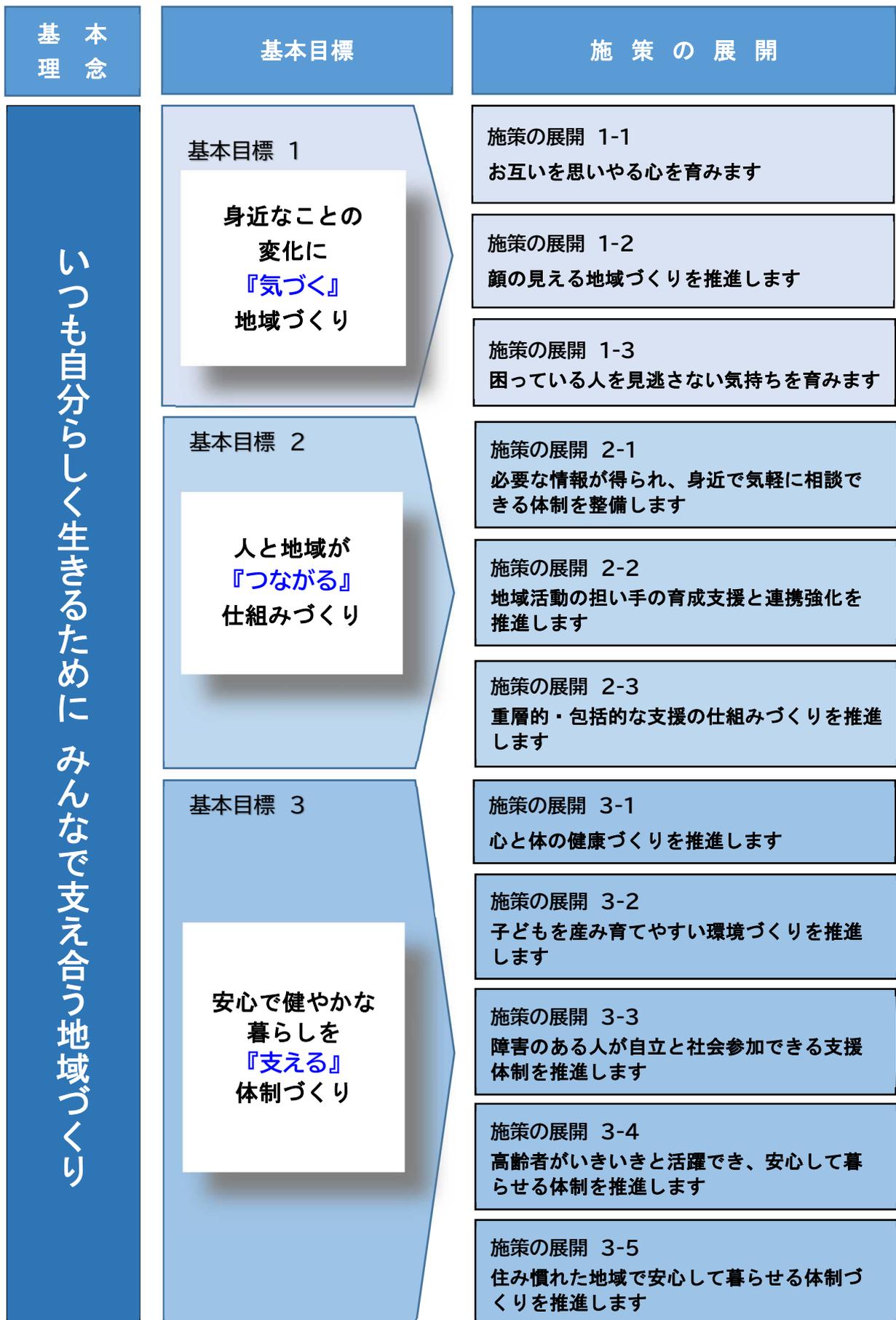
安心して健やかな暮らしを『支える』体制づくり

心と体の健康を持続することは、幸せな生活の実現につながります。

誰もが自他の健康を願い、健やかであり続けることを意識し、自立した生活を送るための『支える』体制が必要です。

高齢者、障害者、子ども・子育て世代等、あらゆる立場の人が快適に、安心して暮らしていくためには、誰もが社会参加しやすく、必要なときに必要な支援が受けられる体制の整備が重要です。福祉サービスの提供体制、安全な暮らしを支える環境整備、災害時の支援体制等を推進し、誰もが生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう様々な主体が関係を超えて連携・協働し、日常を『支える』体制づくりを推進します。

5 計画の体系



第4章 施策の展開

基本
目標

1 身近なことの変化に『気づく』地域づくり

気負いなく手助けできる住民が増えるよう、地域でのあいさつや声かけ、福祉教育の充実や地域で気軽に集える場を推進し、顔の見える関係性を広げ、ささいな変化に『気づく』地域づくりを推進します。

施策の展開

- ▶ 1-1 お互いを思いやる心を育みます
- ▶ 1-2 顔の見える地域づくりを推進します
- ▶ 1-3 困っている人を見逃さない気持ちを育みます

関連するSDGs



●数値目標 (KGI※)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
近所で困りごとの相談ができる・会えば立ち話をする人がいる市民の割合 ア	地域活動の基盤で、地域の付き合いの程度をみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	45.5%	60%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

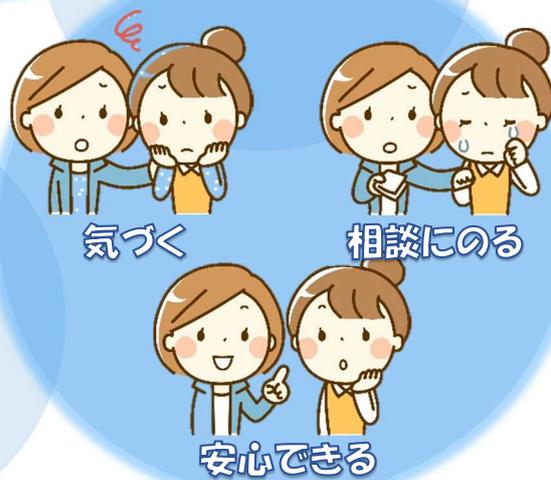
あいさつや声かけをきっかけに近所付き合いをはじめてみましょう。

地域とつながることで、見えてくることや『気づく』ことがあるはずです。

※Key Goal Indicator の略。数値目標。定量的に示した最終的な目標（ゴール）。



みんな
で
解決



□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 支え合いの意識づくりにおいては、若い世代の意識が低いことから、子どもの頃からの福祉教育や、地域活動に参加しやすい環境づくり、また、地域に関心を持ってもらうような周知・啓発の強化が必要です。
- アンケート調査（一般市民調査）では、近所で困りごとの相談ができる程親しい付き合いをしているとの回答が1割程度となっているため、互いを思いやり気軽に相談ができる関係性の構築を推進する必要があります。

▶目指す姿

- 子どものころから福祉の心を育み、誰もが相互に思いやる福祉意識の醸成と福祉活動への関心が高まっています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域には様々な人がいて、それぞれの考えを知り、お互いを尊重しましょう。
- 身近な地域のことに関心を持ち、地域住民が支え合って活動していることを知ましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域に支援を必要としている人がいたら、必要に応じて声かけや手助けをしましょう。
- ボランティア活動に参加している人は、活動で学んだことを地域の人たちに伝える等、交流を図りましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-1-1 ▶福祉教育の推進

- 地域における交流の中で支え合いや助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手を増やすため、学校での体験学習や地域活動等を通じて、子どもの頃からの福祉教育の取組を推進します。
- 子どもの頃から、自他の人権を尊重し合うことを学び、思いやる心を育むとともに関心の持てるような取組を推進します。

1-1-2 福祉意識の醸成

- 性別や年齢、国籍等の属性や考え方の違いにかかわらず、お互いに尊重し合い、支え合う意識を醸成するため、広報・啓発の充実を図ります。
- 地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めるため、地域福祉に関する広報・啓発の充実を図ります。
- 福祉関係団体等と連携して、福祉をテーマとした講座や講演会等を開催し、福祉への理解促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人による公益的な取組や、寄付・共同募金等の周知、啓発を図ります。

1-1-3 認知症や障害への理解浸透

- 認知症の人や症状及び対応方法についての正しい理解を深めるため、広報等を通じた周知・啓発を図ります。
- 障害のある人が地域で自立した生活を営むために、障害者週間や講演会、ふれあいイベント等を通じて障害のある人や障害特性に対する理解を深め、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを推進します。
- 高齢や障害等によって生じる身体の不自由な状態を疑似体験する高齢者疑似体験やキャップハンディ体験^{※1}等の取組を通じて、理解促進を図ります。

◎ 評価指標 (KPI^{※2})

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小・中・高等学校における人権教室開講校数	人権啓発活動の実施、人権教育の研修・実践例の提供、小・中・高等学校における人権教育年間指導計画の作成	学校教育課	35校 (平成30年度)	全校 ※令和3年度現在 全校数52校
石巻市社協出前講座 福祉教育に関わる授業 (キャップハンディ体験学習等)	支え合いの意識の醸成・地域活動への参加の促進 へつながるような機会が確保されたか見る指標	社会福祉協議会	32回 (令和元年度)	45回

^{※1} ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。

^{※2} Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。KGI達成までの各プロセスの達成度をはかるもので、ゴールまでの中間指標となる。KPIは最新の総合計画や関連計画等に基づき設定する。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 人口減少や少子高齢化、高齢単身世帯の増加、東日本大震災後の地域コミュニティの再編、新型コロナウイルス感染症対策等の要因が重なり、近所付き合いの希薄化が進んでいます。
- 若い世代ほど近所付き合いは希薄となっており、地域での付き合い方が重要な課題となっています。
- 身近な人へのあいさつや声かけから地域との付き合いを築いていくことが必要です。
- アンケート調査（一般市民調査）では、自治会行事等の地域活動への参加率は33.2%と高くはないことから、市民に地域活動やボランティアへの参加意欲を高める取組が必要です。

▶目指す姿

- 地域では、常にあいさつや声かけが交わされ、お互いに顔の見える関係が構築されています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 隣近所の人たちとのあいさつや声かけに加えて、季節の変化などを会話の糸口として、交流してみましょう。
- 身近な人と一緒に地域の行事やサークル活動に参加してみましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 子どもから高齢者まで幅広い世代の交流が深まるきっかけをつくりましょう。
- サロンやお茶会、老人クラブ等の活動継続に向けて、活動の周知や地域の協力により役員の負担軽減を図りましょう。
- 地域活動団体は、互いに連携し、活動を活性化させるため情報共有を行いましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-2-1 ▶ あいさつや声かけ運動の推進

- 隣近所でのあいさつや声かけ、地域による見守り活動等を推進します。

1-2-2 ▶ 地域活動への参加促進

- 地域での様々な活動や福祉教育等の機会を通じて、誰でも気軽に町内会・自治会・子ども会、老人クラブ等の地域活動に参加できるようきっかけづくりを行います。
- 学校と連携し、ボランティア活動や各種の講座を通じて、児童・生徒やその親世代の地域活動への参加を促進します。

1-2-3 ▶ 民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員の円滑な活動に向けて、必要な情報共有や活動上の悩みを受け止める相談体制の充実、活動にあたってのサポート体制の強化を図ります。

1-2-4 ▶ 気軽に集える場づくりの支援

- 子どもから高齢者まで、幅広い世代が気軽に集える地域の通いの場に対し支援を行い、社会参加や地域でのつながりづくりの充実を図ります。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域活動参加率(自治会行事等) ア	地域活動への参画意識をみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	33.2%	41%
地域協働教育事業参加者数 (単年)	地域ぐるみの教育活動を 推進し、地域協働教育事 業参加者数を増やす	生涯学習課	4,096人	8,681人

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 地域住民の中には、心身の問題、生活困窮、8050 問題、ダブルケア、虐待、不登校、ひきこもり等様々な課題を抱えている人がいるため、地域や市、関係機関等は連携・協働により、これらの課題に気づき、必要な支援へつなげることが重要となっています。
- 関係機関や地域活動団体が互いの活動内容や抱えている課題を共有し、問題の解決に向けて、ともに協力し合える連携体制の構築が必要です。

▶目指す姿

- 地域では、地域住民同士で困りごとの相談や声かけなどが行われ、日常生活の中で住民の異変に気づくように心がけています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 近所や知り合いが困っていたり、いつもと様子が違っていたら、声かけし話を聞いてみましょう。
- 日常生活自立支援制度や虐待防止等の人権を守るための考え方について、理解を深めましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域住民の困りごとや地域課題は、我が事として受け止め、課題解決に向け取り組めるような地域づくりを目指しましょう。
- 地域福祉コーディネーター（C S C）やボランティア等と連携し、困っている人を見逃さないよう、見守り活動等を行い、把握したら適切な支援につなぎましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-3-1 ▶ 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

- 市民が抱える様々な困りごとや悩みごとに気づき、適切な支援につなぐ意識の醸成と仕組みづくりを推進します。
- ひきこもりの人や、地域で孤立している人の早期発見と課題解決のため、支援団体や医療機関等の専門家が地域に出向き、困りごとや悩みごと等に気づき、解決につなぐことのできる体制の充実を図ります。

- 「福祉まるごと相談窓口」で、あらゆる世代の人が抱える様々な課題を受け止め、必要に応じて関係機関につなぎ、支援関係者全体の調整を行い、包括的・重層的かつ継続的に支援します。
- 困っていたり悩んでいる人に気づき、声をかけ、支援へつなぐゲートキーパーの育成や役割の周知により、自死予防の対策を強化します。

1-3-2 権利擁護に関する制度の周知と利用促進（日常生活自立支援事業）

- 様々な機会を通じて、認知症や知的障害・精神障害等によって判断能力が十分でない人の権利を守る「日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）」の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、制度の周知と利用促進を図ります。

1-3-3 虐待等の早期発見・早期対応と虐待防止ネットワークの推進

- 子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待や家庭内暴力（DV）の防止に努めるとともに、早期発見や解決を図るために、虐待の通報義務等の周知・啓発を推進します。
- 虐待防止センター、市民相談センター、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、虐待の早期発見と防止に努め、保護者並びに養護者に対する適切な支援を行います。

1-3-4 生活困窮者対策の推進

- 生活困窮者へは就労や家計相談、住居確保支援等により、自立した生活が送れるよう奔走し、社会参加へつながるような支援を行います。
- 子どもの貧困対策を推進するため、福祉や医療、保健、教育等多くの関係機関や団体と連携し、保護者の就労支援や経済的支援及び子どもの学習支援等の充実を図ります。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
虐待防止啓発活動実施回数 (累積)	虐待防止に係る啓発活動を実施し、市民への意識啓発を図る	虐待防止センター	10回	60回
生活困窮者に対する相談支援 (新規相談件数・単年)	生活困窮者が抱える相談に応じ、課題を分析し、個々のニーズに合わせた支援により相談者の自立を図る	保護課	212人	250人

一人ひとりの気づきが地域活動団体や行政の相談窓口等に『つながる』ように、誰もが必要な情報を得ることのできる情報提供や周知とまるごと受け止める相談体制を推進するとともに、支援する様々な関係機関との連携強化を図ります。

施策の展開

- ▶ 2-1 必要な情報が得られ、身近で気軽に相談できる体制を整備します
- ▶ 2-2 地域活動の担い手の育成支援と連携強化を推進します
- ▶ 2-3 重層的・包括的な支援の仕組みづくりを推進します

関連するSDGs



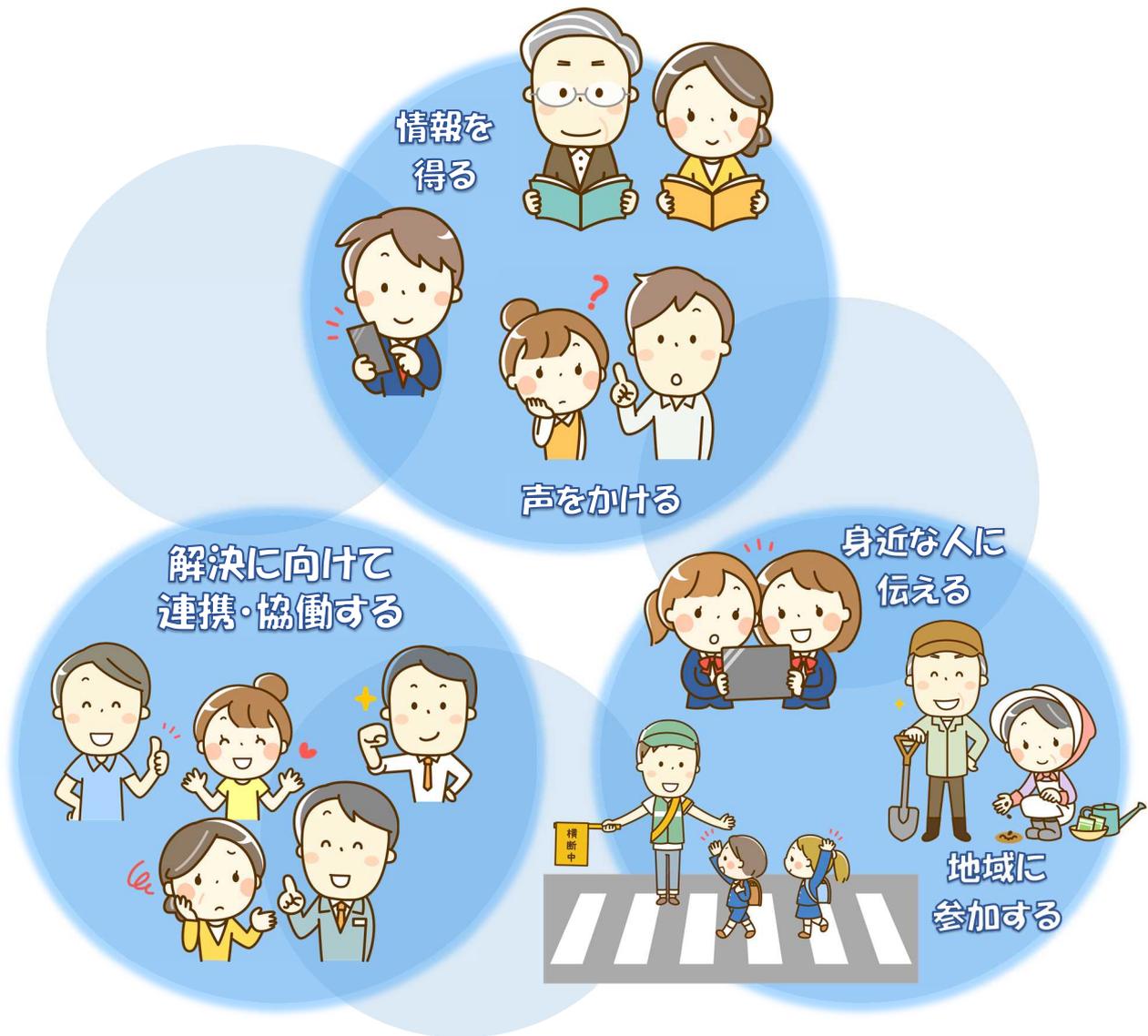
● 数値目標 (KGI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
『困りごとの相談者』が誰もいない・思いつかないと回答した市民の割合 ア	人や相談先とのつながりのない市民を減らし、支援を必要とする人を見逃さない地域・体制の実現を図る	全庁、 社会福祉 協議会	4.1%	0%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

困っている人や、気になる人を見かけたら声かけし、話を聞いてみましょう。

また、身近な人に伝える『つなぎ』からも支援の輪が広がるはずです。



□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 情報を必要とする人が必要なタイミングで情報を得られるよう、発信方法や仕組みについて検討が必要です。
- アンケート調査（一般市民、民生委員・児童委員、団体調査）では、市や関係機関が行っている各種相談先の認知度は必ずしも高くない状況であることから、広く周知を図る必要があります。
- 複雑化・多様化する問題への相談に対応するためには、相談を受ける側の技能の向上と、関係機関との連携が必要です。

▶目指す姿

- 高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者をはじめ、すべての人が必要なサービスや支援情報を得られ、誰でも気軽に相談できます。

▶市民に期待する取組（自助）

- 広報紙やホームページ等を読み、必要になる時に備えて、相談先などの大切な情報を知っておきましょう。
- 困りごとは一人で抱え込まず、家族や隣近所、相談先に相談しましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 身近な人やその情報を必要としている人には積極的に情報を伝えましょう。
- 自治会やNPO等の地域活動団体は、日頃から地域住民と交流する機会を持ちましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-1-1 情報提供の充実

- 情報を発信する際には、多くの人に伝わるよう、広報紙等に加え、SNS等ICTの活用を含め多様な媒体により、それぞれに適した手段で情報が得られるよう情報提供手段の充実に努めます。
- 出前講座や各種サロン活動等の機会を活用し、情報提供に努めます。
- 市民が気軽に相談できるよう、相談窓口や役割等の周知を図ります。

2-1-2 相談体制の充実

- 相談の対応にあたっては、困りごとを抱えている人に寄り添い、必要な支援へつなぎます。
- 各関係機関との分野を超えた連携により、円滑な課題解決に努めます。

2-1-3 相談を受ける側の技能向上

- 多種多様な情報提供を含め適切な相談対応ができるよう、研修等により民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター（CSC）、各種専門相談員の知識や技術等の向上に努めます。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域の助け合いやボランティア活動に関する情報が入手できなかった市民の割合 <input type="checkbox"/>	市民が地域福祉に関する情報に関心を持ち、容易にアクセスができたかを図る	全庁、 社会福祉協議会	10.1%	0%
民生委員・児童委員の充足率	地域の身近な相談先の1つとして、相談体制の充実を図る	福祉総務課	90.0%	95%

※末尾に の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 高齢化と人口減少に伴い、地域活動の担い手の不足及び高齢・固定化が進み、一人が複数の役割を兼務するなど負担が増加しており、人材の育成・確保が必要となっています。
- 特に半島沿岸部では、高齢化率の高さと顕著な人口減少も重なり、地域の担い手不足が深刻となっています。
- 新型コロナウイルス感染症対策による影響は地域活動にも及んでおり、活動内容の変更や感染防止対策は地域活動団体にとって大きな負担となっています。
- アンケート調査（一般市民調査）では、約8割が地域での手助けをしたいと考え、地域活動・ボランティア活動をしたことがない人のうち約5割が何らかの活動意向があると回答していることから、活動参加へとつながるような環境づくりの検討が必要です。

▶目指す姿

- NPOを始めとした地域活動団体への理解が深まり、地域活動への参加意識が向上するとともに、関係機関との連携が進んでいます。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域活動やボランティア活動が誰かの手によって担われていることを知り、興味を持ちましょう。
- 地域活動やボランティア活動に限らず、様々な活動へ積極的に参加しましょう。また、あいさつや声かけなどできることから取り組んでみましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域の中で活動する団体同士、積極的な連携を図りましょう。
- 地域活動団体等は、活動を継続していくために、地域住民が参加しやすい工夫により参加者を増やすことや、担い手育成の声かけをしましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-2-1 ▶ 地域活動の人材育成

- 地域活動への理解を深めるため、広報紙やホームページ等による啓発や講座・研修会等により地域住民等の意識向上を図り、活動への参画と人材育成を推進します。
- 社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティアの養成研修の修了者などから、新たな地域活動の担い手の発掘に努めます。

2-2-2 ボランティアの育成強化

- 地域住民の自主的な参画と合わせて各種地域活動団体と行政が協働し、地域活動や交流活動の支援等を推進します。
- 地域の支え合いや助け合いの推進に向けて、社会福祉協議会が中心となりボランティアの育成拡充を図ります。
- 社会福祉協議会等と協力し、災害時に備え、迅速かつ効果的な救援活動が行えるよう、災害ボランティアの育成を推進します。

2-2-3 地域活動・ボランティア・NPOの活動支援

- 活動の活性化に地域の担い手として重要な役割を持つボランティア・NPO等の地域活動団体が活動を継続できるよう支援します。
- 地域活動やボランティア活動の参加者を増やすため、広報紙等を通じた周知活動を行い、担い手不足等の課題の解決に向けて支援します。
- 震災後、地域住民の生活支援のため市外から訪れたNPO等の「関係人口[※]」により、サロン活動等が行われ、コミュニティの活発化が図られたため、今後もこのような人材と協働し地域活動を推進します。

2-2-4 団体と関係機関等との連携強化

- 様々な地域活動団体や関係機関等が情報共有や意見交換を行い、連携強化を図ります。
- 地域活動団体等との連携を強め、地域住民が身近な地域で活動しやすい環境づくりを推進します。
- 地域活動団体と地域福祉コーディネーター（CSC）や地域包括支援センター等の専門職による連携体制の構築を推進します。

◎ 評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域互助活動実施団体件数 (単年)	地域互助活動(高齢者・障害者・子ども・生活困窮者を対象とした日常生活上の助け合い)が行われている団体数の増加を図る	包括ケア 推進室	11件	28件
ボランティアセンター登録者数	ボランティアセンターに登録している各種ボランティア団体や個人で活動している人の総数	社会福祉 協議会	4,084人 (令和元年度)	4,200人

[※]移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 地域コミュニティの希薄化の進行に加え、社会的孤立やひきこもり、生活困窮等、各制度の狭間にある問題もあり、個人が抱える問題は複雑化、複合化しており、個人による問題解決が難しくなっています。
- 民生委員・児童委員や地域活動団体も様々な悩みや課題を抱えており、それを受け止めるための相談先やサポート体制の強化を図る必要があります。

▶目指す姿

- 包括的な支援体制が整い、問題を抱える人や世帯などが迅速かつ適切に必要な支援へつながっています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 困っている人や地域から孤立している人を見過ごさず、自分のこととして捉える意識を持ち、声をかけてみましょう。
- 地域や社会とつながりを持ち続けることの大切さに気づき、つながりが途切れないようにしましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 困りごとを抱えている人に気づいたら、寄り添い、相談に乗り、地域でできることを話し合ってみましょう。
- 民生委員・児童委員や地域活動団体は、必要な情報を共有し、困りごとを抱えている人を適切な支援につなぎましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-3-1 ▶ サービスや支援が必要な人の把握

- 様々な機関との連携により、福祉サービスや支援を必要とする人の把握に努めます。
- 市や地域、関係機関が連携することで、多くの層による見守りや相談、支援のネットワークづくりを推進します。

2-3-2 地域福祉コーディネーター（CSC）の活動

- 高齢者に対する介護予防等の取組を進める生活支援コーディネーターと、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする役割を兼ねた地域福祉コーディネーター（CSC）と共に、市や関係機関が連携し、地域課題へのサポート体制を推進します。
- ちょっとした日常の困りごとは、地域で支え合い、解決を目指す仕組みづくりの構築に向け、地域の理解を深めるための啓発や手助けを行い、地域活動の強化を推進します。

2-3-3 地域福祉ネットワークづくり

- 地域や関係機関、社会福祉協議会等との協働によりネットワークを構築し、地域課題を自らの地域で受け止め、解決へ向け取り組む体制づくりを推進します。
- 民間事業者等と「高齢者見守りへの協力に関する協定」を締結するなど、多様な職種や機関との連携強化を図ります。
- 高齢者、障害のある人、子ども・子育て世代、生活困窮者など、対象者に特化した各種相談窓口では、課題の解決に向けて十分な機能が発揮できるよう、機能強化や情報共有、様々な機関との連携を図ります。

2-3-4 まるごと受け止める相談支援体制の充実

- 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止めていきます。
- 地域の中には困りごとや課題を抱えていても自ら声をあげることができない人や、現行の制度にあてはまらない場合もあるため、アウトリーチ等を通じ、把握と適切な支援につなぐよう努めます。
- 地域住民が抱える困りごとの解決が、従来の取組や支援のみでは難しいことから、地域や多様な主体との連携、協働により地域力の強化を推進します。
- 社会とのつながりをつくるための支援や、NPO等の協働により、新たなサービスの創出に努めます。

◎ 評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域福祉コーディネーター（CSC）の活動状況（コーディネート件数）(単年)	地域を基盤とする支援活動へ適切に繋げる調整役としての活動状況を図る	福祉総務課	3,548 件	3,800 件
福祉まるごと相談初回相談者数(単年)	複数の課題を同時に抱えているケース等へは、関係機関・団体との連携により解決を目指す	包括ケア推進室	192 人	250 人

3 安心して健やかな暮らしを『支える』体制づくり

高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者などすべての人がいつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、心身の健康づくりや支援体制整備を図り、日常を『支える』体制づくりを推進します。

施策の展開

- ▶ 3-1 心と体の健康づくりを推進します
- ▶ 3-2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します
- ▶ 3-3 障害のある人が自立と社会参加できる支援体制を推進します
- ▶ 3-4 高齢者がいきいきと活躍でき、安心して暮らせる体制を推進します
- ▶ 3-5 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します

関連するSDGs



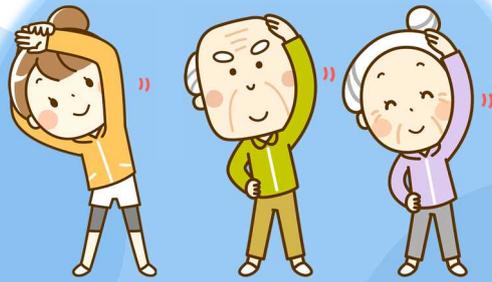
●数値目標 (KGI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域で助け合いの意識が全体的にある・部分的にあると回答した市民の割合 ア	助け合いが行われている地域が広がることで、地域福祉の浸透の度合いを図る	全庁、 社会福祉 協議会	51.1%	60%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

誰もが**助け合いの気持ち**を持ち、住み慣れた地域で**穏やかな**生活を送りましょう。

様々な**関係を超えて**、お互いが『**支え合い**』、**健康や安心な暮らしが持続**できるはずです。



健康づくり

日常を支える



誰もが
安心して暮らせる

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 10代では不登校、30代前後では仕事関係、60代以上では身体機能低下など、年代によって悩みや不安の内容は様々であり、特に若い世代にはSNS^{※1}等を利用した相談方法を推進することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策による活動制限が長期化し、心身の機能低下や閉じこもりが危惧される状況であるため、各種活動の再開や電話・タブレット等を利用した交流の促進も必要です。
- 肥満や高血圧などをはじめ、生活習慣病^{※2}のリスクがある人が増えており、若い世代から正しい食生活や運動習慣を身に付け、高齢になっても健康でいきいきと暮らし続けられることが重要です。
- がん検診の受診率が低いため、がんの早期発見・早期治療の重要性を周知し、受診率の上昇を図ることが必要です。

▶目指す姿

- 自分の健康に対する意識が向上するとともに、特定健診やがん検診の受診率が向上し、生活習慣病の予防に努めています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 自分の体調を気にかけて、バランスの良い食事や適度な運動を心がけましょう。
- 定期的に健康診断を受け、生活習慣病の予防に努めましょう。
- 積極的に健康づくりの活動へ参加しましょう。
- かかりつけ医を持つことや専門的な相談ができる窓口があることを調べておきましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 健康診断について、地域の人と話題にしてみましょう。
- 地域や職場で仲間と一緒に健康づくり活動をしてみましょう。
- 運動や食生活改善などの学べる場へ参加しましょう。

^{※1} ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。

^{※2} 食事や不規則な生活等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満等の疾患の総称。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-1-1 心身の健康づくりの推進

- がんや生活習慣病の早期発見・早期治療のために、健康診断の受診勧奨を行います。
- バランスの良い食事や適度な運動に取り組めるよう、地域で実践できる活動を支援します。
- 若い世代から健康に興味を持ち、健康づくりに取り組めるよう、広報紙に加え、ホームページ等を活用した情報提供を充実します。
- 子どもから高齢者まで、誰でも気軽に相談できる相談窓口の周知を図り、広報紙やホームページ等を活用した情報提供を充実します。
- 日頃からストレスをため込まないよう、ストレス解消法の情報提供や趣味を持つきっかけづくりの機会を提供します。

3-1-2 感染症対策の推進

- マスクの着用、手指消毒、三密回避など、新型コロナウイルス感染症等の予防の徹底に努めます。
- 市民が安心して集まり、活動できるよう、新型コロナウイルス感染症等の対策の徹底について周知・啓発するとともに、各種サロンや講座、健康診断などの安全な開催を推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
心身ともに健康であると感じている人の割合 ア	心身ともに健康であることで、地域においていきいきと生活できているかをみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	79.3%	85%
各種がん検診受診率	各種がん検診の実施及び受診勧奨により、がんの早期発見の促進を図る指標	健康推進課	15.1%	17.6%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 少子化や核家族化が進行し、地域でのつながりや助け合いの意識が希薄化し、子育て家庭の孤立、放課後の子どもの居場所、虐待など様々な課題があります。
- 子どもを安心して産み育てられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない子育て支援を充実することが重要です。
- 子育ては家庭のみではなく、地域全体で見守り・育てていくという意識を持つことが必要です。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭等、支援を必要としている人が子育てと仕事を両立していくためには、職場の理解や協力が必要です。

▶目指す姿

- 子育てへの関心、理解が地域全体に深まるとともに、保育施設や子育て支援サービスの充実が図られています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域の子育て支援センターや子育てサークル等に出掛けてみましょう。
- 悩みや不安があるときは、抱え込まず身近な人や相談窓口に話してみましょう。
- 妊娠から出産、子育てなどに関する自分の経験を活かし、妊婦や子育て世代の人たちを支援する気持ちを持ちましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、悩みや不安を抱える親のSOSを見逃さない環境づくりに取り組みましょう。
- 子どもの「声なき声」や気になる行動に気を配り、子どもを見守り支えましょう。
- ファミリーサポートセンター等の子育てボランティアへの参加や、活用により、互いに支え合いましょう。
- 大人から子どもに地域のことを伝えたり、子どもと一緒に参加できるイベントを企画し、地域のみんが交流できる機会をつくりましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-2-1 子育て支援の充実

- 子育て支援に関する制度や教育・保育サービスについて、内容や利用方法などを周知し、利用者が必要時に安心してサービスを利用できるよう環境の充実を図るとともに、運営団体への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- 待機児童の解消のため、ニーズに応じた教育・保育サービスの拡充に努めます。
- 企業や事業所等に対し、子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図ります。
- 子どもの適正な医療の確保と子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実を図ります。

3-2-2 相談先の周知と連携強化

- 子育て支援に係るサービスの充実やネットワークづくりを強化するとともに、利用者が利用しやすい環境づくりを進めます。
- 妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援が行えるよう、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等との連携を強化します。
- 不登校や虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、教育分野との連携により、子どもやその家族への支援体制を強化します。

3-2-3 居場所づくりの推進

- 子どもが地域活動に参加することで、子どもの社会性を育み、地域とつながる取組を推進します。
- 子どもの居場所である放課後児童クラブや子どもセンター、また、障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所である放課後等デイサービス、日中一時支援事業のほか子ども食堂^{*}事業など子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数(単年・各年4月1日現在)	保育施設等の待機児童数を減少させ、子育て環境を充実させる	子ども保育課	保育施設 12人 児童クラブ 171人	保育施設 0人 児童クラブ 0人
子育て世代包括支援センター相談窓口設置数(累積)	子育て包括支援センター(子育て相談窓口)の窓口設置箇所を増やし、子育て環境を充実させる	子育て支援課	3箇所	4箇所

^{*}NPOや地域住民のボランティア及び自治体等による、貧困家庭や孤食の子どもが一人でも利用できる、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所。また、地域の交流や見守りの場としての役割も担っている。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けるには、障害のある人や障害特性への正しい理解を深め、差別や偏見を解消し、地域住民として尊重し合い、日常の声かけや、手伝いにより顔の見える関係を構築することが求められています。
- 障害のある人が自立して生活していくためには、特性に応じたサービス提供や相談体制の充実、雇用の促進や就労の支援が重要です。
- 障害のある子どもたちが自身の能力や個性を伸ばし、健やかに成長していくためには、一人ひとりに適した教育や支援を行うことが重要です。

▶目指す姿

- 障害のある人や障害特性への理解が深まり、互いに尊重し合い、差別のない社会で共生し、誰もが自分らしく生活しています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 障害のある人や障害特性について正しく理解し、人格と個性を尊重しましょう。
- 障害のある人たちが行っている様々な活動に目を向け、理解を深めましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 障害のある人と日頃から交流を持ち、災害時や緊急時に地域でどのような支援が必要か知っておきましょう。
- 障害のある人を地域の活動に誘い、交流を図りましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-3-1 ▶ 相談支援体制の推進

- 障害のある人やその家族の不安や悩みを軽減するため、専門相談の窓口である相談支援事業所や基幹相談支援センター^{*}の周知を図るとともに、多様な相談内容に対応できるよう、関係機関との連携により、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

^{*}障害の種別及び各種ニーズに対応した総合的な相談や専門的な相談を行うほか、地域の相談事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみを設置している。

3-3-2 障害福祉サービスの充実

- 障害のある人の支援に関する制度やサービスについて、内容や利用方法などを周知し、利用者が必要時に安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人が自己選択、自己決定ができるよう、福祉制度に関する情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供事業所との連携を図ります。

3-3-3 自立と社会参加の支援

- 障害特性に応じた多様な意思疎通と情報提供の充実により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。
- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じて、就労の確保や障害者地域活動支援センター等での活躍できる場所づくりを推進します。

◎評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス利用人数 (単年)	障害福祉サービス(介護、 援護、就労支援、生活援助) の利用人数を増やし、 障害福祉環境の充実を図 る	障害福祉課	1,524人	1,800人
障害者相談支援件数(単年)	相談・支援体制を充実さ せ、障害者相談件数を増 やし、必要な情報提供、権 利擁護を行う	障害福祉課	12,649件	13,000件

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 高齢者の健康といきいきした暮らしを持続するためには、生きがいつくりや社会参加が重要です。
- アンケート結果では元気な高齢者が多いことから、地域での役割や活躍の場を設け、積極的に地域活動へ参加していける環境づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等により、家に閉じこもりがちになる人が増え、フレイルや転倒、認知症等のリスクが高まっています。
- 介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のない支援体制が必要です。

▶目指す姿

- 地域活動への参加や趣味などにより、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らす高齢者が増えています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 隣近所の人とあいさつを交わすなど交流を持ち、健康づくり等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- 趣味や生きがいを持つようにし、いきいきとした生活を送りましょう。
- 健康維持のため、適度な運動や正しい食生活を心がけ、自分でできる介護予防に取り組みましょう。
- 在宅医療や介護、認知症について、関心や正しい知識を持ちましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 趣味や生きがいつくりを地域活動に活かし、地域住民へ参加を呼びかけましょう。
- 単身高齢者などの支援が必要な人を地域で把握できるよう、声かけや見守り活動でつながりを持ちましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-4-1 ▶ 生きがいつくりと社会参加の推進

- 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、気軽に参加できる各種事業やイベント等、高齢者主体の活動の場づくりを支援するとともに、地域における様々な活動の情報を提供します。
- 就労が生きがいつくりへつながるよう、公共職業安定所やシルバー人材センター等と連携を強化し、就労支援に努めます。
- 高齢者の経験や特技を活かし、子どもたちに伝えていける多世代交流の場づくりを推進します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ICTも活用した移動手段や地域コミュニティの確保に努め、閉じこもりの防止や社会参加を推進します。

3-4-2 ▶ 高齢者福祉・介護保険等サービスの充実

- 高齢者の支援に関する制度やサービスについて、内容や利用方法などを周知し、要介護認定者が必要時に安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- サービス提供事業所や各種福祉団体と連携しながら、適切なサービスを提供できる体制を推進します。
- 高齢化の進行による介護サービス需要に対応するため、介護人材の確保、育成を進めます。

3-4-3 認知症対策の推進

- 幅広い世代を対象に、認知症講演会の実施、認知症ケアパス^{※1}や認知症サポーター^{※2}の養成など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
- 認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員^{※3}の配置により、早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
- 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「共生」を目指し、認知症カフェ等の普及により通いの場を拡大し「予防」の取組を進めます。

3-4-4 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 介護予防・フレイル予防を強化するため、健診情報、医療情報、介護情報を一体的に関連付けたデータ分析をすることが可能となったことから、健康課題を明らかにし、より効果的な介護予防及び生活習慣病の重症化予防を推進します。

3-4-5 在宅医療・介護の連携

- 医師、看護師、介護支援専門員など医療や介護に関わる多職種が連携し、医療介護サービスを包括的に提供するため、在宅医療・介護連携相談窓口の運営や課題の抽出、事業の検討等を行い、在宅医療・介護の連携強化を図ります。
- 医療・介護・福祉の支援にあたる専門職の人材確保や育成を推進します。

※1 認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示したもの。

※2 都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成 17（2005）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

※3 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

◎ 評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生きがいと創造事業受講者数(単年)	生きがいと創造事業(60歳以上。創造活動と趣味を活用した生きがいづくりを目的とする講座 陶芸、木工など)の受講者数を増加させ高齢者の生きがいづくりを推進する	福祉総務課	4,853人	6,320人
多職種連携の満足度	医療職及び介護職の連携が深まることにより、高齢者に対する一体的な支援へつながるため、多職種の連携を推進する	包括ケア推進室	77.6%	85%

□ 施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 市内では、公共施設等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化が進んでいますが、不十分なところもあり、誰もが暮らしやすいまちづくりが求められています。
- アンケート調査（一般市民調査）では、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要なことは、「災害等が起きたときの地域での支援体制」が最も多くなっています。
- 東日本大震災以降も各地では地震や台風などによる自然災害が発生しており、個人や地域での災害時の備えはこれまで以上に必要となっているため、自主防災組織や避難支援体制の強化を推進し、地域防災力を向上させる必要があります。
- 誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域活動の活発化と地域力の向上につながる取組の促進が必要です。

▶ 目指す姿

- 災害時には地域住民が寄り添い、支援する体制がとられるとともに、高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者などすべての人が安全・安心に暮らすために、地域、地域活動団体や行政の連携強化が推進されています。

▶ 市民に期待する取組（自助）

- いつ起こるか分からない災害時のために、自分の身は自分で守る備えをしましょう。
- 様々な災害を想定し、避難方法等を考えておきましょう。
- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取組について、理解を深め、温かく見守りましょう。

▶ 地域に期待する取組（互助）

- 災害に備え、多くの地域住民が参加できるような防災訓練を行いましょう。
- 大雨等の予測できる自然災害時は、避難等について事前に隣近所で声をかけあいましょう。
- 地域ぐるみによる交通安全・防犯活動に取り組みましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-5-1 ▶ バリアフリー化の推進

- 暮らしやすい住環境の整備のため、耐震化や段差解消等のための住宅改修など、各種制度の周知及び利用促進を図ります。
- 公共施設等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき誰もが住みよいまちづくりを推進します。

3-5-2 ▶ 災害時の支援体制の構築推進

- 災害時における地域での助け合いの仕組みを一人ひとりが把握し、災害時に実践できるよう、地域の自主防災活動等の活性化を推進します。
- 町内会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等との連携により、日頃から災害時に備える関係づくりを強化します。
- 災害時に一人でも多く避難支援につなげるため、地域住民や関係団体に声かけし、避難行動要支援者名簿への登録を促し、避難支援が必要な方を把握するとともに、民生委員・児童委員や防災ネットワーク^{※1}が名簿を活用し、地域の実情に応じた支援体制づくりを推進します。
- 高齢者や障害のある人、乳幼児等、それぞれに配慮した福祉避難所^{※2}の環境整備に努めます。

3-5-3 ▶ 交通安全・防犯対策の推進

- 子どもや高齢者が交通事故の被害者や加害者にならないよう、警察と連携し、学校や地域での交通安全運動を推進します。
- 地域や関係機関と連携し、地域の防犯意識の向上、防犯パトロール等を推進します。
- 警察との連携により、地域住民に対し、悪質商法や振り込め詐欺等の情報提供を行い、消費者被害の防止に努めます。

3-5-4 ▶ 住宅確保要配慮者^{※3}への支援

- 県や居住支援団体である関係機関と連携し、高齢者や障害のある人、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する人に対して、住宅情報の提供を行います。
- 住宅確保が難しい低額所得者の日常生活の安定を図るため、低廉な家賃の市営住宅の申込み案内等を行います。

※1 自主防災組織や町内会等を指し、災害時に備え、名簿を活用した地域による支援体制づくりを行っている。

※2 災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

※3 低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人等の住宅の確保に配慮が必要な人のこと。

3-5-5 成年後見制度の周知と利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

（1）成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害等によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組みです。家庭裁判所によって選任された後見人等が、財産管理や契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポート等を行います。

本人や配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に対し、制度を利用するための申立てを行うことができます。

（2）成年後見制度利用促進基本計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、この成年後見制度の利用促進に関する取組を「石巻市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、以下の施策を推進します。

成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（3）成年後見制度に関する施策

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、以下の役割と機能を有する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

【地域連携ネットワークの役割】

- 権利擁護支援を必要とする人を発見し、速やかに必要な支援に結び付けます。
- 早期の段階から成年後見制度の利用について住民が相談できる体制を整備します。
- 成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制を構築します。

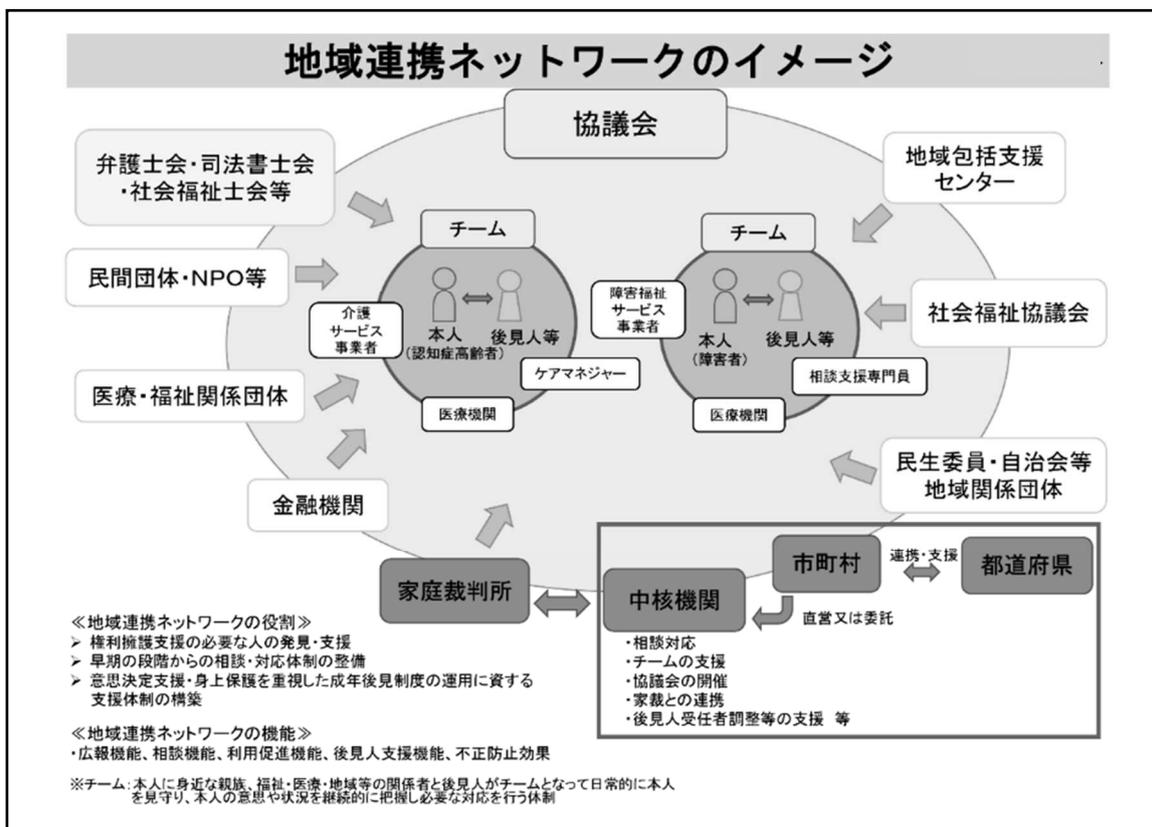
【地域連携ネットワークに求められる機能】

- 地域連携ネットワーク構築のため、権利擁護の必要な人の発見や周知・啓発等の広報機能、相談機能、利用促進（マッチング）機能、後見人支援機能を段階的に整備するとともに制度利用時の不正防止に配慮します。

【地域連携ネットワークの基本的仕組み】

- 判断能力が不十分な人を後見人等と共に支えるため、後見人等と福祉等の関係者がチームとなって本人を見守る体制づくりを推進します。
- 福祉・法律の専門職団体や関係機関が協力してチームを支援する仕組みを整備します。
- 本市は中核機関となり、地域連携ネットワークの構築において、主体的な役割を果たすとともに家庭裁判所、専門職団体及び関係機関との連携確保に努めます。
- 地域連携ネットワークの構築については、既存の仕組みを活用するとともに、既存の施策と連携を図り、推進します。

【地域連携ネットワークのイメージ】



資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」

②成年後見制度の担い手の確保

- 成年後見制度の担い手を確保するため、市民後見人や法人後見の担い手に関する必要性について検討を行います。

③成年後見制度利用支援事業の実施

- 判断能力が不十分であり、身寄りのない、本人や親族等による申立が難しい場合に、市長が審判の請求を行う市長申立制度の適切な実施を推進します。
- 成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人に対して助成を行います。

3-5-6 更生支援に向けた地域づくり（再犯防止推進計画）

（１）再犯者率の現状

全国では、平成 16 年度以降、刑法犯の検挙者数が減少しているものの、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しています。

県内の再犯者率は、平成 27 年度の 50.2%以降減少し、平成 30 年度では、全国の 48.8% に対し、47.3%と全国を僅かながら下回っている状況となっており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

【検挙者数、再犯者率の推移】

○全国

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
検挙人数	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607
再犯者数	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967
再犯者率	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%

資料：法務省「令和 2 年版再犯防止推進白書」

○宮城県

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
検挙人数	3,537	3,457	3,209	3,205	3,205	公表 更新 次第
再犯者数	1,746	1,734	1,578	1,557	1,517	
再犯者率	49.4%	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%	

資料：宮城県再犯防止推進計画

（２）再犯防止推進計画策定の法的根拠と概要

国は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成 28 年 12 月、再犯防止推進法（平成 28 年法律第 104 号）を制定しました。

再犯防止推進法第 8 条第 1 項では、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、本計画に再犯防止推進計画を一体的に策定し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、関係施策と連携して取り組み、再犯防止の推進に努めます。

再犯防止推進法 抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(3) 更生支援に関する施策

①地域住民の関心と理解の醸成

- 犯罪や非行をした人等の更生について市民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取組を通じて、周知・啓発を図ります。
- 小中学校等における薬物乱用防止教室を通じて、薬物乱用による影響と未然防止の重要性について周知・啓発を図ります。
- 非行の未然防止や非行少年等の早期発見のため、少年補導員による街頭補導活動や何気ない温かい一言による「愛の一声運動」の取組を推進します。

②関係機関、団体との連携の推進

- 更生保護サポートセンターの運営や保護司^{※1}、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体等の活動を支援します。
- 犯罪や非行をした人等を早期かつ円滑に適切な支援につなぐため、保護司、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体や福祉関係機関等とのネットワークの構築を推進します。
- 国の出先機関や県、県警及び各関係機関等と情報を共有し、連携を強化します。
- 犯罪や非行をした人を積極的に雇用する協力雇用主^{※2}に対しては、本市の総合評価入札制度の評価対象としており、再犯防止へ向けた就労の支援、確保を推進します。

③罪を犯した人の自立支援

- 犯罪をした人の中には、就労や住居の確保が難しく生活困窮となる場合もあり、公共職業安定所等との連携による就労支援や住居確保につながる支援の周知を図り、生活の自立と安定を促進します。
- 犯罪や非行をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、就労や住居の確保、学校等と連携した進学・復学支援、保健医療・福祉サービスの提供等、一人ひとりの状況に応じた支援や相談体制を構築します。

※1 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

※2 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、改善更生に協力する事業主をいう。

◎ 評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
防災ネットワーク登録率	町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」の進捗を図る	福祉総務課	41.1%	50%
成年後見制度の認知度 ア	判断能力が不十分な人の日常生活を支えるため、法的に支援する体制を推進を図る	全庁、 社会福祉 協議会	34.4%	40%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標